

第3編

第3章

法学部、法学研究科



第1節 法学部の歩み

第1項 法学部の創設

法学部は、1979(昭和54)年4月1日に旧法文学部を法学部と文学部に分離することにより発足した。2学部に分離することは法文学部発足当初から目標とされていたものであったが、特に1954(昭和29)年8月25日の教授会で、文部省からの提案を受けて、河原畑正行学部長が法学科独立の計画を立てることを要望したことから現実的な動きが開始された。同年12月には5名からなる専門委員会が発足し、翌1955(昭和30)年1月の教授会で、専攻科・大学院の設置、教養部の確立、法科・文科の充実と両学部の分離を柱とする「法文学部整備に関する案作成の原則」が承認された。

この原則に従って、学部創設当初6講座、学生入学定員100名であったものを、1958(昭和33)年度以降、講座の増設、学生定員増を重ね、1974(昭和49)年には14講座、学生定員165名を擁するまでになった。

1958(昭和33)年3月31日には法文学専攻科(法学専攻8名)が設置され、更に1972(昭和47)年3月31日には大学院法学研究科が入学定員26名、修業年限2年の修士課程として認可された。

1973(昭和48)年9月、松本雅明教授が法文学部長に就任すると、直ちに学部分離問題の再検討を始めることとなった。

当時、文部省側の意向として、社会的需要の高い社会科学系の新しい学部づくりには積極的であったものの「法学部」の名称は認めない方針であった。そこで、法学部に替えて社会学をも含めた「社会科学部」、経済学を含む「法経学部」等の案もあったが、1975(昭和50)年10月以降、「法学部」として分離独立するための準備作業が行われるようになった。

1977(昭和52)年9月、鎌田浩教授は、法文学部長就任後の文部省との折衝で次年度における法文分離の確証を得て、具体的な教育研究組織の構成案の作成に取りかかった。当初、法学部は、社会科学諸分野との関連を持たせる方向での講座構成が構想されていたが、教員数を圧縮する必要が生じて純粋な法学部的色彩が濃厚な構成となっていった。同年12月に第2次案がまとまり文部省との折衝が行われたが、更なる圧縮が要求され、翌1978(昭和53)年2月に更に規模を縮小した第3次案がまとめられた(表1)。一方、同年1月はじめに年度内予算として学部改革調査費がつき、法学部のあり方につき國學院大学教授久保正幡氏(元東京大学法学部長)、日本育英会理事長村山松雄氏から助言を受けたほか、関係他大学への出張調査等が行われた。

1978(昭和53)年5月に次年度概算要求がまとめられてからは、文部省とのより具体的な折衝に入り、熊本県も法文学部の分離を重点要求事項に掲げて、関係各方面への積極的な働きかけを行った。同年9月はじめに文部省より法文分離の正式通知があり、10月には大学設置審議会に審査書類が提出された。

1979(昭和54)年に入ると、新学部発足に備えて諸規則類の整備や新学部長、評議員、その他の全学委員会委員の選出などが行われた。これらは法学部・文学部の教授会に替わ

表1 法文学部法学科組織及び法学部組織案、法学部完成組織

法文学部組織					1978年度概算要求案				第2次案(1977年12月)									
学科	講座	教授	助教授	助手	計	学生定員	大講座	教授	助教授	助手	計	大講座・学科	教授	助教授	助手	計		
法 学 部 科	憲法	1	1	1	3	165	法 学 部	公法	8	3	3	14	公法	7	4	3	14	
	行政法	1	1		2			私法	9	4	2	15	私法	8	6	2	16	
	国際法	1	1	1	3			社会法	4	1	0	5	社会法	3	0	1	4	
	民法第一	1	1	1	3			国際関係	6	1	1	8	国際法	2	1	1	4	
	民法第二	1	1		2			政治	3	1	1	5	基礎法学	3	2	1	6	
	商法第一	1	1	1	3			経済	7	2	1	10	政治	4	3	1	8	
	商法第二	1	1		2			基礎社会科学	8	3	2	13	経済	5	2	1	8	
	民事訴訟法	1	1		2			計	45	15	10	70	計	32	18	10	60	
	刑法	1	1		2													
	刑事訴訟法	1	1		2													
	社会法	1	1		2													
	法史学	1	1		2													
	政治学	1	1		2													
経済学	1	1	1	3														
計		14	14	5	33													
第3次案(1978年2月)					法学部組織(1982年度完成)													
	大講座・学科	教授	助教授	助手	計	学部	学科	講座	教授	助教授	助手	計	学生定員					
法 学 部	公法	6	2	1	9	法 学 部	法 律 学 科	公法	6	2	1	9	240					
	民事法	10	3	1	14			民事法	9	4	1	14						
	刑事法	4	1	1	6			刑事法	4	1	1	6						
	社会法	3	1	1	5			社会法	3	1	1	5						
	基礎法学	4	2	1	7			基礎法学	3	2	1	6						
	政治学	4	1	0	5			政治学	3	1	0	4						
	経済学	4	1	0	5			経済学	3	1	0	4						
計	35	11	5	51	計	31	12	5	48	240								

る組織として、学長裁定で定められた「熊本大学文学部及び法学部設置準備委員会要項」に従って設けられた設置準備委員会で処理された。3月15日には初代法学部長として鎌田教授が選出された。

新法学部は表1のように、7大講座、教授31名、助教授12名、助手5名、計48名の教員定員を配し、学生定員は240名と、旧制大学法学部と比較しても遜色のない組織となった。法学部としての大講座制は北海道大学、広島大学に次いで3番目であったが、人事の閉鎖性、硬直性を打破して弾力的な運用ができ、教授と助教授の定員比をその大学の事情に適合する比率で定めることができるなど有利な点が多かった。

それぞれの大講座に含まれる教育分野は次の通りであった。

- ①公法(憲法・行政法・国際法)
- ②民事法(民法・商法・民事訴訟法・国際私法)
- ③刑事法(刑法・刑事訴訟法・刑事学)

- ④社会法(労働法・社会保障法・経済法)
- ⑤基礎法学(法哲学・日本法史・西洋法史・法社会学)
- ⑥政治学(政治理論・国際政治学・政治史・政治思想史)
- ⑦経済学(経済理論・統計学・社会政策・財政学)

一般の法学部と異なっているのは、経済学部を持たない特殊事情から、法学教育にとっても必要な経済学関係科目を自らの組織内に位置づけなければならなかった点であった。この特徴は、後になっても継続し、教養科目としてではなく専門教育科目として経済学関係科目を配するユニークな構成のカリキュラム編成を持つことになり、本学部独自の教育上の特色として活かされることになる。

学科は法律学科1学科のみであったが、2年次生からは各人の希望に基づき5つの履修コース(法曹・行政政治・労働福祉・産業管理・国際関係)に所属区分し、卒業後の進路希望に合わせたコース選択により、その方面の科目を重点的に履修できるようにカリキュラムが組まれていた。法学部発足時の授業科目は表2の通りである。

その後、1987(昭和62)～1988(昭和63)年の臨時教員定員増(教授1、助教授1)、1991(平成3)年の削減(助手1)はあったが、1996(平成8)年度までは大きな変化はなかった。

カリキュラムに関しては随時見直しが行われ、法学部の発足後4年目の1983(昭和58)年、第1期の学生が卒業したのを機に、新体制に関して指摘されていた諸問題を検討すべく法学部教育の見直しを開始され、学部組織委員会において、法学教育に関する諸外国の制度から国内における法学教育に対する各界の批判的な意見まで含めて、将来の法学部教育のあり方を模索する基礎研究が続けられた。

1985(昭和60)年には、全国的にも類例を見ない、法学部の全学生を対象とした学生意識調査が行われた(後に転部制度、教養部との関係などに関する部分を加えて「法学部教育と学生の意識—学生に対する意識調査の分析—」として、『熊本法学』51号、52号(1987年)に掲載)。これらの研究・調査を踏まえて、法学部創設10周年にあたる1989(平成元)年度には第1次カリキュラム改革が実施され、私法・公法・総合の3つの履修コース制、演習Ⅰ・演習Ⅱの拡充、基礎講読の開講等による1年次から4年次すべての学年での少人数教育の実施等の改革が行われた。

1993(平成5)年には第2次改革が行われたが、1年次学生への専門基礎科目(社会科学入門・実定法入門)の導入、実効的な学習の可能性を広げるための専門教育単位の削減などの部分的な改革にとどまった。

以上のように、社会科学系の学部のうちで経済学部を設置していない本学の特質から、法学部に経済学系の教員が多く所属し、例えば旧帝大系の法学部に特徴的に見られるような、法学系の教員が大半を占めて法曹等の法律のスペシャリストを養成することに主眼を置く学部構成ではなく、法律学の基礎的・汎用的知識を過不足なく教育しながら、社会科学の幅広い周辺諸分野をも専門教育の中で広く教育するという構成が、既に創設10年の間に形成されていたということが出来る。そのような中で、法律系に重点を置いた科目構成をとるコースと法律系のみならず政治・経済系の科目をも広く教育するコースとに大まかに区別する選択コースを設定するという、後の法学科(コース)と公共政策学科(コース)とに大別する教育体系をとるに至る原型が既にできつつあったということが出来る。

本学部のこのような構成は、後に国の方針として、法曹等の法律スペシャリストは学部

表2 授業科目表（法学部発足時 1979年4月）

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
憲法Ⅰ（統治機構論）	2	民事訴訟法Ⅱ	4	政治史	4
憲法Ⅱ（基本的人権論）	4	倒産処理法	4	経済原論	4
比較憲法	4	国際私法	4	経済原論特殊講義	4
行政法総論	4	刑法総論	4	国際経済学	4
行政法各論Ⅰ	4	刑法各論	4	統計学	4
行政法各論Ⅱ	4	刑事特別法	4	社会政策	4
国際法Ⅰ	4	刑事訴訟法	4	社会政策特殊講義	4
国際法Ⅱ	4	刑事政策	4	経済政策	4
国際組織法	4	労働法Ⅰ	4	財政学	4
民法総論	4	労働法Ⅱ	4	財政学特殊講義	4
物権法	4	社会保障法	4	金融論	4
債権総論	4	経済法	4	基礎法学	4
債権各論	4	法哲学	4	外書購読	4
家族法	4	法思想史	4	演習Ⅰ	4
商法総論	2	日本法制史	4	演習Ⅱ	4
会社法	4	法社会学	4		
商取引法	2	西洋法制史	4		
有価証券法	4	外国法	4		
保険法	2	政治原論	4		
海法・空法	2	政治思想史	4		
裁判法	4	行政学	4		
民事訴訟法Ⅰ	4	国際政治学	4		

卒業後に法科大学院で養成し、学部教育では周辺諸分野を含めた汎用性の高い人材を育成するという傾向を示すようになる学部における法学教育の一般的な方向性を先取りしていたとも言える。

また、学生数に比べて教員数が多いという地方国立大学の有利な特徴を活かして、いち早く少人数教育に力を入れる科目構成を取り入れた点で、学生と教員との間の距離感が近く、学生一人一人にきめの細かい指導を行っていくという、後年受け継がれていく本学部の教育指導の特質が、学部創設の早い時期に確立していた。

第2項 教養部廃止と法学部改組

1 大学設置基準の大綱化

1991（平成3）年2月に大学審議会が出した答申「大学教育の改善について」は、大学設置基準の「大綱化」と大学評価システムの導入を提言していた。これを受けて大学設置基準が同年6月に改正され、各大学は4年間の学部教育を比較的自由に編成できるようになった。

そのような流れの中で、法学部では、同年3月に大学教育検討委員会が設置された。同委員会は、学部教育を一般教育及び大学院教育との関連の中に位置づけ、教育効果の低下

を教師の側の責任としても受け止め、教育の内容・方法の改善に組織的に取り組むために検討を重ねた。更に議論を進めるうちに、主体的な自己点検・評価のあり方を含めた教育体制の見直しが必要であるとの結論に達し、1993(平成5)年1月にそのような議論を総括した報告書「大学設置基準の改正に伴う法学部教育の見直し」を教授会に提出し、基本的に承認された。

同報告書では次のような諸点が認識されていた。

- ①国際化、高度情報化、科学技術や医療技術の高度化、東西冷戦構造の崩壊、外国人労働者の流入、環境問題の深刻化・複雑化、高齢化社会の到来等、大学を取り巻く社会状況の変化に対応するための、法学部における研究・教育の変化、発展の必要性
- ②企業法務や法律実務家等から、法律知識や法律的なものの考え方を身につけさせる教育が不十分である、また教育方法に工夫が見られないといった問題提起・批判があることによる、法学教育に関する見直しの議論の高まり
- ③法学部教育の大衆化による学生の目的意識の希薄化ないし関心の多様化及び18歳人口の激減
- ④教員の研究と並ぶ教育機能の重視
- ⑤大学院教育及び生涯教育という広く大きな枠組みの中での法学部教育の位置づけの必要性

他方、1991(平成3)年10月には、本学における教育研究の改善の方策、自己点検・評価及び大学院の整備拡充等に関する基本的事項を審議事項として調査審議するための全学委員会として「熊本大学教育研究体制検討委員会」が発足し、その審議結果は、教育課程改革構想、自己点検・評価制度の導入、大学院の整備充実及び生涯教育のそれぞれに関する3つの文書にまとめられて答申され(同年3~4月)、1994(平成6)年4月からは再編された一般教育の新カリキュラムが実施されることになった。

そのような全学的な流れの中で、法学部は、1994(平成6)年5月に報告書「変革の中の法学部教育—その現状と変革の試み—」を提出した。そこでは、従来の学部改革の議論を総括する試みが行われ、第1次、第2次の教育改革を踏まえて本格的な4年間一貫教育体制のもとでの専門教育カリキュラムの改革の方針を示すとともに、広く教育環境、留学生の受入れ・派遣、社会人教育、入学試験、卒業後の進路、福利厚生など、法学部が関わる教育の全般にわたる問題点を検証し改革の方向を提示した。

この報告書の提出に先立つ同年4月には将来構想委員会が、また10月には法学部将来構想委員会専門委員会が設置され、法学部の新しいグランド・デザインが話し合われ始めた。

1996(平成8)年7月には報告書「法学部の教育・組織改革」が公表された。この報告書では、法学部改革における教育目的を「さまざまな社会問題を主に法的観点から発見・分析してこれを解決するための基礎的能力の養成」と明確化しつつ、更にこの目的を「紛争の法的解決能力の養成」と「政策形成能力の養成」との2つに焦点化することとしていた。その達成のためには実定法を中心として教育研究を行う組織(法学科)と、政策を中心として教育研究を行う組織(公共政策学科)の2学科が必要とされた。一方で、幅広い視野をもち、柔軟な思考ができる総合的な能力も必要と考えられ、「総合化」の観点からの教育も重要であるとされた。

そこで改革構想では、授業科目の履修について、学科相互に乗り入れを行う「ゆるやか

な」2学科制をとり、しかも演習Ⅱ以外は選択科目としつつ履修モデルを提示し、履修指導によって学生の分散的・散漫的で安易な履修行動を防ぎ、「焦点化」と「総合化」を達成しようとした。

このように、法学部創設早期に確立していた、法律学を中核としながら社会科学諸分野を広く教育するという方針は、法学科と公共政策学科の2つの学科の設置の提言という形をとって、法学部の改革を推し進める流れが形成された。

2 教養部の廃止

大学設置基準の改正に伴い、既に教養教育の再編は全学的な流れとして議論されていたが、最終的に1997(平成9)年3月をもって教養部を廃止し、教養部所属教員の各学部への配置替えを行うことになった。

法学部においてもこの結果を踏まえて学部全体の改組を行い、同年4月には、従来の法学科1学科7大講座制を改め、学生定員150名の「法学科」と学生定員100名の「公共政策学科」の2学科を設置し、法学科に「法文化論」「市民法」「現代法」の3大講座を、公共政策学科に「政策基礎」「政策分析」「現代政策」の3大講座をそれぞれ設置することとした。このうち政策分析講座はフィールドワーク・統計データ・電子情報等を駆使して教育研究を行う実験講座とした。

このような構成は、前年に出された報告書で焦点化することが示されていた「紛争の法的解決能力の養成」を主に法学科に、「政策形成能力の養成」を主に公共政策学科に割り当て、教育の組織的担保にすることを意図したものである。

教員定員は59名とし、うち法学科に29名、公共政策学科に30名が配属された。また、旧教養部から法学系1名、政治学系1名、経済学系1名、地理学系1名、語学系5名の計9名の教員が配置替えとなり、更に新たに外国人教師1名を迎えた。

法学科ではいわゆる六法科目を中心とする実定法科目の教育を、公共政策学科では政治学、経済学及びこれらに法律科目のうち公共政策的色彩の強い科目を加えた教育を行うこととした。特に公共政策学科は他大学におけるものとは異なり大幅に法律学分野を組み込み、法学部における公共政策学科である点に特色を出そうとした。

一方で、この2学科制は、学生の学習意欲、関心の所在、選択にできるだけ応じる必要があるとの判断から、両者の制度的垣根は低いものとして、ゆるやかな2学科制をとるものであった。入学時点ではいずれの学科を選ぶべきかを判断する情報に乏しいため、各学科への振り分けは2年次からとし、入学後1年間で関係情報を入手し、自分の興味、関心、適正を熟慮して所属学科を選択できるように配慮した。

2学科制をとったために、カリキュラムも根本的な改正が行われた。主要なものは次の通りである。

- ①卒業要件単位を127単位(教養科目37単位、専門科目90単位)とした。
- ②年次教育が格別に重要であるとの認識に基づき、高校教育からの転換教育(基礎セミナー)及び専門教育への導入教育(基礎講読)をいずれも少人数教育で行うこととした。
- ③概論講義と少人数教育は学部教育の両輪をなすとの考えから、少人数教育を更に充実させることとし、1年次から4年次までのいずれの年次においても少人数教育を受ける機会を保障した。

- ④各授業は学期ごとに終了して単位認定ができることとし、各授業科目を原則2単位化する(3・4年次配当の演習科目は通年4単位)とともに授業科目も大幅に刷新した。
- ⑤必修科目の配置により学生を拘束するのではなく、教育に対する各教員の熱意・努力、工夫、授業の魅力、学生の主体的選択が教育効果を高めるとの判断から全科目を原則選択制とした(専門科目の必修は4年次配当の演習Ⅱのみ)。なお、原則自由化によって学生の科目選択が安易放縦にならないように、科目年次配当の工夫、シラバスの充実、詳細な履修モデルの提示、丁寧な履修指導を併せて実施することにした。
- ⑥高度情報通信社会の到来に対応できる教育が行えるよう、新しい科目を設置した(社会情報処理・社会情報論の科目新設とパソコン教室の設置)。

このような通常の授業科目の充実とともに、この時期には、学生の卒業後の進路に関する意識の希薄化、職業観の変化等進路に関する指導の充実が必要となってきた。本学部では、従来から少人数教育の利点を活かして、特に高年次配当のゼミを中心に進路指導を行ってきたが、組織的なキャリア教育は行われていなかった。1998(平成10)年度からはインターンシップを正規の授業科目として、企業・官公庁・弁護士会・司法書士会等との協定により単位認定も行うようになった。

更に公務員試験を受験する学生のダブルスクールによる経済的・時間的負担を緩和する目的で、同年7月からは課外講座として、一部外部講師を招いて公務員支援講座を開設した。これは近年の各大学の同様の取り組みに先じるものであった。当初は、各種試験の受験支援の講座を受験産業の協力を得て行うことに対する疑問の声が多かったが、学生からの反響は大きく、開設当初から毎年100名以上の学生が受講した。この試みは、2001(平成13)年以降、熊本大生協との協力による全学的な公務員試験講座に拡大されることになり、現在まで続いている。熊本大学における公務員試験合格者の約半数が法学部出身者であることは、法学部生の公務員試験に対する適性ととも学部としての支援体制の充実が結実したものと考えられる。

以上のように、従来から充実していた政治・経済系の教員に加えて、教養部廃止に伴う教員の配置替えにより、実定法系以外の多彩な専門分野の教員が法学部に配属されることになり、法学部は、かねてから企図されていた法学科と公共政策学科を擁する2学科制を敷くことが可能となった。それに伴って、学生定員数も増加させることになり、結果として質量両面から拡大策をとることになった。

1998(平成10)年には、法学部教育検討委員会が発足し、2学科制をとった改革が一巡する2001(平成13)年度以降の法学部教育のあり方を検討することになった。また、同年11月11日には、従来から教育、研究、組織、運営等幅広い視点から自己点検を行うべく活動してきた法学部自己評価委員会を改組・拡大して、外部委員をも含めて新たに「法学部点検・評価委員会」を発足させ、点検評価の客観性を高める努力を行うことになった。評価には学生アンケートの結果も組み込まれており、全国の大学の中でもいち早く取り入れられていた学生による評価、学生意見の尊重の取り組みが活かされることになった。

点検・評価委員会の活動は、2000(平成12)年3月に学部及び大学院教育について、2001(平成13)年3月に研究活動と管理運営組織について、それぞれ「熊本大学法学部点検・評価報告書」にまとめられ、公表された。

2つの委員会での検討の結果として次のような問題点が認識された。すなわち、2学科

制のもと、時間割上の授業の重なり等により、学生の履修行動が大きく制約を受け、学生の期待や履修希望が必ずしも満足されていないこと、学科の振分け時に学科定員に欠員が生じた場合に成績下位の学生が希望に反して希望しない学科に振り分けられるという不本意所属の問題等が明らかになった。特に、不本意所属の問題は公共政策学科において顕著で、結果として卒業時の留年者が増大するという問題を生じさせていた。

一方で、少人数教育に関する評価は全般に高く、早い時期から少人数教育に取り組んできた本学部の特徴として、これ以降も継承され続けることになる。

第3項 法科大学院の設置、熊本大学の法人化と法学部

1 法科大学院の設置

熊本大学法学部での法科大学院に関する議論の開始は早く、1999（平成11）年7月には法科大学院構想検討委員会が設置され、同年12月4日の法学部・熊本法律研究会創立20周年記念事業として法科大学院シンポジウム「地方において法科大学院は必要か」が開催された。これは、政府が司法制度改革審議会を設置して本格的な司法制度改革に着手するのに先立つものであった。

シンポジウムでは、法学部、法律実務家、他大学との間での連携を重視することが必要と考えられ、地方における法科大学院の必要性を強調されたが、大学間、実務法律家との連携・協力による「連携法科大学院」構想に特徴があった。このシンポジウムでの議論をもとに2000（平成12）年7月には法科大学院設置協議会が組織され、月1～2回のペースで協議が重ねられた。

2001（平成13）年12月26日に中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が「法科大学院の設置基準等について／論点を反映した骨子」を公表したことを受けて、法科大学院設置協議会は「熊本大学法科大学院設置のための取組と法科大学院骨子案」を発表した。ここでは、熊本大学法学部が地方中核大学の法学部としてこれまでに公務員や企業社員のみなならず、法曹を含めて有為な人材を多く送り出してきたことに鑑み、そのような教育環境を持つ法学部として、21世紀における法律問題の増加を視野に入れ、弁護士・実務家として法曹養成を行う法科大学院の設置という国家的・地域的課題に応えることが社会的使命であると考えられており、法科大学院の設置が熊本という九州中南部地域の中核都市自体がもつ法学の知的水準を維持し、この地域における弁護士の過疎状態を解消するという意図が示され、法学部一部局の利害を超えて、大学全体の発展計画にとっても不可欠であると認識されていた。

法科大学院制度を導入することを国が決定して以降、法学部内では法科大学院設置に向けた具体的な議論に入っていくことになり、教員組織・担当予定教員の配置、カリキュラムなどの法科大学院の制度はもとより、法科大学院の設置に伴う学部教育、法学研究科（修士課程）教育の再構築が問題となった。

2002（平成14）年度中に学生定員60名、教員定員20名（うち実務家教員4名）での2004（平成16）年度法科大学院設置を目指した文部科学省との折衝が開始された。学部・大学院の再構築に関しては、法科大学院の設置に伴う学部の性格づけの検討が法学部改革推進会議

を中心として開始された。そこでは、法科大学院の設置に伴う教員数の大幅な減少という条件を念頭に置きつつ、教育目的と人材養成目標の明確化、教育内容の精選化と標準化、学生重視の新しい教育方法の導入、大学院と学部との教育の役割の分化等を基本方針としてカリキュラムを抜本的に改変することが目指された。結果として、法学部という名称は維持しつつ、従来の2学科6大講座制から1学科4大講座に再編し、学年定員を230名から210名にすること、カリキュラムの重点を法学・政治学・経済学の専門基礎に置き、1年次から4年次に至るまで空白のない少人数教育プログラムを編成し、将来の進路を重視した「法学」「公共政策学」の2コース制を採用すること等の改革の骨子を固めた。この改革は法科大学院が設置された2004(平成16)年度から実施された。

2004(平成16)年度のカリキュラム改正は、法科大学院設置により法学部の教員数が減少したことを受けて、授業科目数をほぼ半減させ、法学、公共政策学の専門基礎を修得するのに不可欠な科目に精選、必修化(「事実上の必修」)する一方、1学年当たりの履修単位数の上限を厳しく設定するCAP制を導入して、学生の側での無理・無駄のない履修行動を誘導しようとしていた。

また、これまで実施されてきた少人数教育は維持、強化され、1・2年次向けに、高校から大学への転換教育、専門教育への導入教育を主目的とした基礎演習Ⅰ・Ⅱが、3・4年次向けに専門演習Ⅰ・Ⅱが必修科目として設定された。これらの演習科目は、少人数授業の特性を活かして、学生の生活・精神面でのケア等のクラス担任の役割をも果たすものと位置づけられた。

一方、司法制度改革に伴う法科大学院制度の導入は、法学部の教育の上でも、法科大学院進学を意識した科目構成が必要であるとの認識があり、本学部においては、司法試験進学希望者のうち特に成績の優秀な者を対象とした特別クラスである「基本法学クラス」が3・4年次に設置された。基本法学クラスでは、30名を限度とする少人数授業で公法・民事法・刑事法の特論クラスが各年次に配当され、各分野で学部講義のレベルを超える授業が行われることになっていた。

2004(平成16)年度カリキュラムの評価は2006(平成18)年度から開始された。カリキュラム検討委員会が設置されて、教員・学生からのアンケートやヒアリングを実施することにより問題点の抽出が行われた。

2007(平成19)年3月の教授会に提出された同委員会の中間報告では、次のような諸点が認識されていた。まず、法学部の教育目的、人材養成目標、カリキュラム構成理念については、一般的に法学部としての性質を維持し、特に、基礎的・基本的な科目に人的資源、時間を割くべしとする意見が多く、資格試験、企業への就職、研究者その他の多様な進路選択への要求に耐える汎用的かつ基礎的な科目を重視する教育を求める考えが強かった。2004(平成16)年度改革の際に策定された法学部の教育目的、人材養成目標等については大きな異論はなかったが、カリキュラムの構成そのものには問題点が多く指摘される結果となった。

科目の単位数については、カリキュラムの作成時に、従来の科目数を機械的に半減したという側面があったことが否めず、科目の特性や科目相互間の関係に十分な配慮がなされていないため、各科目の内容が拡散的になったという短所が指摘されており、現行カリキュラムの単位数では授業時間が全く足りておらず、深刻な講義内容の不消化が起きてい

ると感じられていた。特に六法科目の基礎的な教育に関して大きな不満があった。また、単位の半減により授業時間を圧縮したことが教員の負担減にはなっておらず、むしろ、学習効果の面で指導が難しくなり、負担感が増していた。そのため、特に法律系科目で、現行科目の単位増による充実を求める意見が強かった。

また、1年次に配置された各分野の入門科目について、政治・経済系は、法学のように入門科目から発展科目へ積み上げる形で科目を配置するやり方をとる必要はなく、むしろ、高学年次での発展・展開科目の充実を図るべきであるとの意見があった。

CAP制と事実上の必修による履修誘導方法は、学生が予習・復習することを前提として組み立てられていたが、教員側の教育方法の面からの授業改善が進んでおらず、また、学生側の姿勢も予習・復習が必要であるという認識が希薄なため、理想的には機能していないと感じられていた。学生からの評価も、科目選択の余地が極めて少なく閉塞感があるという、すこぶる低いものであった。

少人数教育については、基本的な方針について批判はなかったものの、基礎演習Ⅰ・Ⅱについては、教員の負担が大きい割には、通年科目として開講するだけの授業内容ではなく、半期開講でよいとする意見が強かった。

コース制、クラス制については、現行のものを変更すべきとする強い意見はなかった。

このような結果を受けて、カリキュラム検討委員会は次のようなカリキュラム改訂方針を策定し、2008(平成20)年度から適用されるカリキュラムの作成を行った。

- ①実定法科目を中心に単位増を行う。
- ②入門科目3科目(政治学入門・経済学入門・現代社会の法と政策)を廃止し、教養教育における法学・政治学・経済学の主題科目に同様の機能を持たせる。
- ③専任教員が担当できない科目あるいは超過負担となる科目を中心に科目を整理する。
- ④CAP制を緩和する。
- ⑤「事実上の必修」をなくし、時間割配置、選択必修で履修誘導を行う。
- ⑥1年次配当科目については、競合授業を置かない時間割配置とする。
- ⑦基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱを前期2単位とし、後期はクラス担任機能のみとする。
- ⑧新任教員の赴任を前提として、科目の新設を行う。

このようなカリキュラム改訂方針は、2004(平成16)年度カリキュラムを改善するものであっただけでなく、2学科制時代に認識されていた問題点をも念頭に置いて抜本的にカリキュラムを改革しようとするものでもあった。すなわち、2学科制時代に問題となっていた希望しない学科への不本意所属は、単に学科所属の問題にとどまらず、希望する授業科目を受講できないという問題も生じさせていた。その問題は、2004年度カリキュラムでは1学科制を敷いたことで表面上は解決したかに見えたが、今度はCAPと必修科目で受講できる科目を制限したために、学生の側で、受講したい科目を受講できないという不満や閉塞感を生んでしまうことになった。

2008(平成20)年度カリキュラムでは、後述するように、本学部の伝統でもある法律系と公共政策系という2つの履修コースに大まかに分けるというやり方を踏襲しながら、科目群を設定することにより、科目群の中から選択必修制で各コースに必要な単位を取れるように科目選択の幅を広げている。これは、個々の学生の将来の進路に合わせて必要とする科目をきめ細かく選択できる一方で、科目群ごとに必要単位数を設定することで、履修

科目が特定分野だけに偏らないように規制する効果を持たせようとしたものである。

2 熊本大学の法人化

法科大学院の設置と時を同じくして国立大学の独立行政法人化も行われた。法人化の法学部運営に対する影響は、全学的な意思決定方法の変更に伴う部局長、各種委員会の委員の選出手続等に変更があった程度で、学外の企業や研究機関との共同研究を行ったり、研究成果を事業化したりするなどのメリットが大きい理系学部等に比べて大きいとはいえなかった。むしろ、外部からの研究資金の受け入れの奨励と表裏で行われる教育・研究経費をはじめとする部局への予算配分の削減は、特定分野や企業との結びつきによって外部資金を得ることが可能な学部と比べて、その社会性ゆえに特定分野に偏ることなく社会一般に幅広い人材を輩出し続けなければならない法学部にとっては、財政面での負担が従来より重くなっているというデメリットを強く感じさせるものである。従来から、所属学生数に対比した部局予算の割合が法学部は極端に低いことが指摘され、また、建物等の施設の専有面積も他部局に比べて狭いため、結果的に授業料を支払う学生への十分な還元ができていないという問題点があったが、法人化以降は、対社会的なシンポジウムの開催費用や学生の進路支援、学生の自主活動への補助など、法人化前後から強化を求められている事項について、学部予算で賄いきれないものは教員と学生の保護者で構成している学部振興会及び後援会の予算を用いざるを得ず、最終的には学生に負担を強いることになってしまっている。この点に関する改善の兆しはみられていないのが現状である。

また、十全な教育・研究に必要なスタッフの確保に関しても、地方大学としての立地条件ゆえの問題がある。特に研究に関して、法律学・政治学・経済学の分野は活発な人的交流が求められる分野であり、研究者が集中する首都圏や関西、中部圏に比べて頻繁な研究交流ができない地理的な不利性は、情報・交通手段が発達した今日にあっても、人材の確保にとって大きなハンディとなっている。特に法人化後強く求められるようになった公募による教員の募集は、地理的にも財政的にも不利な条件の多い本学部にとって、有能な人材を確保する手段としては必ずしも有効に機能しているとはいえない状況にある。

第4項 法学研究科と法学部

大学院法学研究科は、旧法文学部時代の1958（昭和33）年3月31日に設置された法文学専攻科（法学専攻8名）が母体となり、1972（昭和47）年3月31日に入学定員26名、修業年限2年の修士課程として認可された。

以後、社会の高度化・複雑化・情報化・国際化の中での一層の専門化と高度化という質的向上、学部レベルでの少子化と18歳人口の減少とは逆に大学院進学率の上昇や社会的ニーズの拡大による大学院への入学者の増加という量的拡大、更には高度専門職業人養成やリカレント教育・生涯教育へのニーズの増大に対応するための人材養成目標の多様化といったさまざまな変化に対処すべく改革が重ねられた。

更に、こうした一般的な背景に加えて、本研究科においては、博士課程設置への準備及び1997（平成9）年度の教養部廃止に伴う教員の分属や2学科制への移行を内容とする法

学部改組という個別事情が、大学院改革の大きな促進要因となった。博士課程の設置については、「旧六」と呼ばれた国立大学（法学部）6大学のうち、新潟・金沢・岡山の各大学での博士課程設置という状況の中で、本研究科は立ち遅れていた。そのため、修士課程の充実及びその定員充足は博士課程設置にとって不可欠の条件と考えられていた。

このような大学院の一層の充実に向けて、本研究科は、研究者養成を中心とした従来型の大学院から多目的型大学院へと脱皮すべく種々の改革が実行された。

1994（平成6）年には、従来型の大学院から、多様な社会的ニーズに応える多目的型大学院へ向けて、入学者の入学目的に即した教育・研究指導体制を敷くために、新たに次の2コース制を設けた。

- ①総合コース：基礎的な専門能力に加えて、幅広い応用能力の養成を目的とするコースで、学部卒業後の継続教育、社会人のリカレント教育を行う
- ②研究コース：特定分野について専門的な能力の修得を希望する者、博士後期課程に進学して研究者を志望する者などを対象とする

また、社会人のリカレント教育や生涯学習のニーズに応えるために、社会人特別選抜入試を導入し、一般入試科目に替えて、研究計画書、小論文、面接による試験を行うことにした。また、社会人の入学に伴い、1995（平成7）年4月からは昼夜開講制や法学部図書室の夜間開室を始めた。更に、外国人留學生の選抜方法も整備された。

このような改革で一時期は志願者・合格者ともに増加傾向をみせたものの、1997（平成9）年度には合格者・入学者が定員の20名を大きく割り込むこととなった。そこで、同年の法学部改組に伴う2学科制への移行のメリットを大学院教育に活かすという視点から、同年9月に修士課程改革検討委員会を発足させて、改めて大学院改革の検討が開始された。

一方、同時期の法学部における公共政策学科の新設は、学部教育によって培われた専門的素養を大学院教育によって更に向上させるという見地からしても、従来の法学研究科の法律学専攻1専攻制の見直しを不可避にした。従来は法律学専攻ということで論文指導が認められていなかった経済学系の教員が大学院教育に参画することで、経済学系の教育力を公共政策学の重要な柱として位置づけることができるようになり、それにより大学院での公共政策学に関する教育研究を一層充実させることができるようになると考えられた。

また、学部改組に伴って旧教養部から移籍した教員のうち、特に国際社会文化論系教員の教育力を大学院教育に活用し、教育の幅を拡充することも教育上必要・有益であると考えられた。

修士課程改革検討委員会は、1998（平成10）年4月8日に「法学研究科の改革について」、同4月22日には「法学研究科修士課程の授業科目変更の基本的な考え方について」と題した報告書を提出し、次のような方針を打ち出した。

①基本的方向性

- 1）多目的型大学院構想：修士課程が果たしている教育目的が多様化しつつあり、本研究科もそのように多様な教育機能を果たす大学院（「多目的型大学院」）への方向を維持発展させる
- 2）スクール型教育構想：従来の大学院教育は「徒弟型」であり、今後はこれと並んで「スクール型」教育を導入する

②専攻の見直し

「法律学専攻」を「法学・公共政策学専攻」に変更する

③コース制の見直し

2コース制（総合コース、研究コース）を3コース制（リサーチ・コース、アドバンスト・コース、リカレント・コース）に変更する

④実効性のある段階的でシステマティックな教育プログラムの用意

- 1) 入学前指導を一般選抜入学予定者にも拡大
- 2) 社会人アドミッション委員会による社会人入学予定者に対する指導、助言
- 3) 必要に応じての複数教員による指導
- 4) 第1 Semesterでの修士論文基礎指導と情報文献検索指導
- 5) 第1 Semester終了時におけるターム・ペーパーの提出
- 6) 修士論文（リサーチ・ペーパーを含む）の中間報告
- 7) 各種研究会・研究プロジェクトへの参加を奨励
- 8) 修士（学位）論文発表会の開催

⑤修士学位の認定

- 1) 学位は「修士（法学）」又は「修士（公共政策学）」いずれかとする
- 2) 修士学位論文に替えてリサーチ・ペーパーの提出を認める

⑥Semester制の導入とカリキュラムの改善

- 1) 各授業科目は、半年間完結型（原則として2単位化）とする
- 2) 専攻名の変更に対応して授業科目を全般的に見直す

⑦インターンシップの導入

高度職業人としての資質を養成するための一助とする

⑧学外講師の活用

社会の変化、学問の発展、学生のニーズなどに対応した教育を行うため、学外の専門家、実務家の協力を求める

⑨学部授業との連動

法学部出身でない社会人や日本法に関する基礎知識に欠ける留学生等について、学部開設科目の履修を一定範囲で（8単位程度）認める。学部学生については大学院授業科目の履修をよりオープンに考える

⑩学内の他研究科・他大学院・外国の大学院との連携の積極的推進

⑪学部成績優秀者に対する学科試験の免除

⑫修業年限の短縮及び長期在学コース制の検討

⑬論文審査体制の見直し

3名体制を2名体制にするか、修士論文とリサーチ・ペーパーとを区別した審査体制にするか等を検討する

⑭サバティカル・リープ制の導入

このような改革構想は研究科委員会によって組織委員会の審議に付託されたが、1998（平成10）年9月はじめ、長年の課題であった人文社会科学系大学院博士課程の設置構想が、それまでの後期3年の独立研究科構想から前期・後期の区分制大学院構想の立案に変更されることになり、2000（平成12）年度発足を目指すこととされた。これは前期課程の構想についても人文社会科学系の他学部との連携・総合化を意味することから、これを受

けて組織委員会は法学研究科修士課程独自の抜本的改革をとりあえず凍結し、修士課程の抜本改革構想は博士前期課程の構想の中にできるだけ反映させることとした。

このような状況にあつて、組織委員会は、修士課程改革検討委員会の報告を基礎として、現行制度の大枠内で可能な限り一部前倒しして改革を実施する検討を行い、1998（平成10）年11月25日に「平成11年度修士課程改革について」と題した提案を研究科委員会に提出し了承され、以下のような改善を1999（平成11）年度から実施した。

①授業科目の新設

- 1) インターンシップ科目（2単位）
- 2) 地域構造論、西欧社会論、英米社会論（各2単位）
- 3) 法律実務演習、公共政策演習（各2単位）
- 4) 研究基礎指導（2単位）
- 5) 日本法要論（留学生対象）

②学部授業との関係

総合コースの学生で、学部授業による補完的学習が有益と認められる者に、6単位を上限として一定範囲の学部授業科目の履修を認める

③特定課題研究

総合コースの学生に、修士論文に替えて特定課題研究の提出を認める

これらは、1998（平成10）年に打ち出された改革案のうちで、法律実務家、政策立案者等の高度専門職業人の育成を目的に、具体的には、各種資格試験への対応を含めた高度の実務能力の養成を目指すものであった。

一方、法科大学院の設置は法学研究科の構成にも影響を及ぼすこととなった。法学部・法学研究科を担当する実定法系の教員16名が法科大学院に移籍するのに伴い、法学研究科では、公共政策系の教育を重視しつつ、1学年の学生定員36名を24名に減らす改革案が2002（平成14）年度中に固められた。

法学研究科は、2008（平成20）年に大学院社会科学研究科博士前期課程が設置されたことに伴い、その公共政策学専攻、法学専攻に役割を継承し、2010（平成22）年3月に最後の修了者を輩出して廃止された。

以上のように、発足当初の事情により、本学部には法律系の教員のみならず、政治系・経済系の幅広い層の教員が多く所属していた。それに加えて、教養部の廃止による旧教養部所属教員の配置替えによって、幅広い社会科学の分野を専攻する教員にも恵まれることになり、結果的に、法律学を中心としながらも、法律学に関連する幅広い分野の総合的な社会科学の教育・研究を行うことができる体制が形成された。この特徴は、法律学、公共政策学を本学部の2本の柱として、旧来の解釈学を中心とした法律学の枠を超えて、変化の激しい現代社会が求める新しい社会科学教育と研究を可能にする布陣を可能にしていると言える。本学部を取り巻く大学内外の厳しい状況はあるものの、これまで築いてきた土台のもとに、更なる発展を期する方策が求められるところである。

次節では、本学部の現状を具体的に検証し、その問題点と課題を確認する。

第2節 法学部の現状と課題

第1項 教育

1 法学部教育の理念・目的と特色

(1) 学部創設当初

法学部は、学部創設以来、第1節で述べたような教育改革の積み重ねの中で、いくつかの特色ある制度を導入してきた。それは、第1に1年次からの専門教育の実施、第2に少人数教育の重視、第3に法学、公共政策学の2つのコース制の採用である。これらの特色は、数次にわたる改革にあっても、その内容の改善を図りつつ、基本的には維持されてきており、熊本大学法学部の特色として定着してきたといえる。

法学部はその創設時に、教育理念・目的として、「法律学の基礎的素養を備え、現代社会の多様な要請に応え得る幅広い人材の養成」を掲げたが、このような教育理念・目的は、当時の法学部教育に対する社会的要請あるいは学生の関心の多様化が背景にあった。伝統的な旧帝大型の法学教育の場合、法曹を中心とするスペシャリストたるにふさわしい人材の養成を理念としていたが、今日の法学部教育はより幅広い人材の養成という役割を社会的に担っていると考えるべきであり、理念・目的もそれに合わせて変化せざるを得ない。

法学部学生の卒業後の進路をみても、裁判官・検察官・弁護士という伝統的な法律専門職に就く者、更にこれに司法書士・企業法務担当者などを含めても、いわゆる狭義の法律の専門職に就く者はごく限られており、また、学生の関心も多様化している。このような現実を考慮するとき、法学教育の目的を法律専門職のための職業教育のみに置くことは非現実的である。このような認識から「法律学の基礎的素養を備えた幅広い人材の養成」を法学部の教育理念・目的としたことは基本的には評価できよう。

もっとも、この教育理念・目的において、「法律学の基礎的素養」とは何であるのか、また、「幅広い」とは何を意味するのかが、必ずしも明確ではなかった。一方、1994(平成6)年度のカリキュラム改正では、従来の「知識を学ぶ教育」に対して「ものを考える教育」に比重をおいた教育を志向することになる。すなわち、目的として「法的諸現象の幅広い認識を踏まえ、社会に生起する諸問題を主に法的視点から発見、分析、解決するための基礎的能力を養成する」こととした。この教育目的は従来の教育理念・目的を本質的に変更するものというよりは、「法律学の基礎的素養」という言葉の意味を、現代社会の中で法学部教育に求められるもの、学問の新しい展開などを視野に入れて、より自覚的に明確化・焦点化したものといえる。

以下では、上に挙げた法学部教育の3つの特色の中で、法学部開設当初の教育理念・目的が、1994(平成6)年度改革でどのように具体化され、また改革されてきたのかを見る。

(2) 1994(平成6)年度改革¹

① 1年次からの専門教育の実施

1年次からの専門教育の実施については、18~19歳程度のまだ社会経験が豊かとはいえない学生を対象とするところから、法学の専門教育を行うについては、配慮すべき点

表3 法学部発足時のコース別必修・選択科目表

大講座	教育科目	授業科目	単位数	年次				法曹	行政政治	労働福祉	産業管理	国際関係
				1年次	2年次	3年次	4年次					
公	憲法Ⅰ	憲法Ⅰ(統治機構論)	2	後期				○	○			○
		憲法Ⅱ(基本的人権論)	4		通年			◎	◎	◎	◎	◎
	憲法Ⅱ	比較憲法	4			通年						
	行政法Ⅰ	行政法総論	4			通年		○	○	○		
	行政法Ⅱ	行政法各論Ⅰ	4			通年			○	○	○	
法		行政法各論Ⅱ	4				通年		○			
	国際法Ⅰ	国際法Ⅰ	4		通年							○
	国際法Ⅱ	国際法Ⅱ	4			通年						○
		国際組織法	4			通年						○
民	民法Ⅰ	民法総論	4	後期				◎	◎	◎	◎	◎
		債権総論	4		前期			○				◎
	民法Ⅱ	債権各論	4		後期			○	○			○
	民法Ⅲ	家族法	4			前期		○		○		
事	商法Ⅰ	商法総論	2		後期			○			○	○
	商法Ⅱ	商取引法	2			通年						
	商法Ⅲ	有価証券法	4			前期		○			○	
	海商法・航空法	2				前期						
法	民事訴訟法Ⅰ	裁判法	4		通年			◎	◎	◎	◎	◎
		民事訴訟法Ⅰ	4			通年		○				
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法Ⅱ	4			通年						
		倒産処理法	4			通年						
	国際私法	国際私法	4			通年						○
刑事法	刑法Ⅰ	刑法総論	4		通年			◎	◎	◎	◎	◎
	刑法Ⅱ	刑法各論	4			通年		○				
		刑事特別法	4			通年						
	刑事訴訟法	刑事訴訟法	4			通年		○				
	刑事政策	刑事政策	4			通年						
社会	労働法	労働法Ⅰ	4		通年				○	○	○	
		労働法Ⅱ	4			通年			○	○	○	
	社会保障法	社会保障法	4			通年				○		
基礎法学	経済法	経済法	4			通年3・4(隔年)				○		
	基礎法学Ⅰ	法哲学	4			通年						
		法思想学	4			通年3・4(隔年)						
	基礎法学Ⅱ	日本法制史	4			通年						
		法社会学	4			通年						
	基礎法学Ⅲ	西洋法制史	4			通年						
		外国法	4			通年3・4(隔年)						
政治学	政治学Ⅰ	政治原論	4			通年			○	○		○
		政治思想史	4			通年			○			
	政治学Ⅱ	行政政治史	4			通年3・4(隔年)						
	政治学Ⅲ	国際政治学	4		通年							○
		政治史	4		通年							
経済	経済理論	経済原論	4		通年						○	
		特殊講義	4			通年						
		国際経済学	4			通年						○
		統計学	4			通年3・4(隔年)						
社会政策	社会政策	社会政策	4			通年				○		
		特殊講義	4			通年						
		経済政策	4			通年						
学	財政金融論	財政学	4			通年			○			
		特殊講義	4			通年						
		金融論	4			通年						○
		基礎法学	4	通年								
		外書購読Ⅰ	4			通年3・4(隔年)						
		演習Ⅱ	4			通年		◎	◎	◎	◎	◎

表4 法学部発足時のコース別科目表、卒業要件単位数

講座	教育科目	授業科目	単位数	年次				私法コース	公法コース	総合コース
				一年次	二年次	三年次	四年次			
公法	憲法Ⅰ	憲法Ⅰ	4	-	-	-	-	◎	①	
		憲法Ⅱ	4	-	-	-	◎	◎	①	
	憲法Ⅱ	比較憲法	4	-	-	-	-	-	-	
		立法学	4	-	-	-	-	-	-	
	行政法Ⅰ	行政法Ⅰ	4	-	-	-	○	◎	①	
		行政法Ⅱ	4	-	-	-	○	◎	-	
	行政法Ⅱ	行政法Ⅲ	4	-	-	-	-	○	-	
		租税法	2	-	-	-	-	-	-	
	国際法Ⅰ	国際法Ⅰ	4	-	-	-	-	◎	①	
		国際法Ⅱ	4	-	-	-	-	◎	-	
民法	民法Ⅰ	民法総論	4	-	-	-	◎	◎	①	
		物権法	4	-	-	-	◎	◎	①	
	民法Ⅱ	物権総論	4	-	-	-	◎	◎	-	
		物権各論	4	-	-	-	◎	◎	-	
	民法Ⅲ	不法行為法	2	-	-	-	◎	-	-	
		家族法	4	-	-	-	○	-	①	
	商事	商法Ⅰ	商法総論	2	-	-	-	◎	-	①
			会社法	4	-	-	-	◎	○	-
		商法Ⅱ	企業会計法	2	-	-	-	-	-	-
			商取引法	2	-	-	-	○	-	-
商法Ⅲ		手形・小切手法	4	-	-	-	◎	-	-	
		金融法	2	-	-	-	-	-	-	
法	民事訴訟法Ⅰ	保険法	2	-	-	-	-	○	-	
		海法・空法	2	-	-	-	-	○	-	
	民事訴訟法Ⅱ	証券取引法	2	-	-	-	-	-	-	
		裁判法	2	-	-	-	-	-	①	
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法Ⅰ	4	-	-	-	◎	○	-	
		民事訴訟法Ⅱ	2	-	-	-	◎	-	-	
国際私法	民事執行法	4	-	-	-	-	○	-		
	倒産処理法	4	-	-	-	-	○	-		
刑事法	刑法Ⅰ	国際私法	4	-	-	-	○	-	-	
		刑法総論	4	-	-	-	○	◎	①	
	刑法Ⅱ	刑法各論	4	-	-	-	○	◎	①	
		刑事特別法	4	-	-	-	-	○	-	
	刑事訴訟法	4	-	-	-	-	◎	-		
刑事政策	4	-	-	-	-	-	○	-		
社会法	労働法	社会法概論	4	-	-	-	-	-	-	
		労働法Ⅰ	4	-	-	-	○	◎	①	
	社会保障法	労働法Ⅱ	4	-	-	-	◎	◎	-	
		社会保障法	4	-	-	-	-	◎	①	
経済法	経済法	4	-	-	-	○	-	-		
基礎法学	政治学Ⅰ	国際社会法	2	-	-	-	○	-	-	
		法哲学	4	-	-	-	-	-	②	
	基礎法学Ⅰ	法思想史	4	-	-	-	-	-	②	
		法社会学	4	-	-	-	-	-	②	
	基礎法学Ⅱ	日本法制史	4	-	-	-	-	-	②	
		東洋法制史	4	-	-	-	-	-	②	
	基礎法学Ⅲ	西洋法制史	4	-	-	-	-	-	②	
		ローマ法	4	-	-	-	-	-	②	
	政治学Ⅱ	外国法	4	-	-	-	-	-	②	
		政治学Ⅰ	4	-	-	-	-	○	②	
政治学Ⅲ	政治思想史	4	-	-	-	-	-	②		
	政治史	4	-	-	-	-	-	②		
政治学Ⅳ	国際政治学	4	-	-	-	-	-	②		
	現代政治論	4	-	-	-	-	-	②		
行政学	行政学	4	-	-	-	-	○	②		

講座	教育科目	授業科目	単位数	年次				私法コース	公法コース	総合コース
				一年次	二年次	三年次	四年次			
経済学	経済原論	経済原論	4	-	-	-	-	-	-	②
		国際経済学	4	-	-	-	-	-	-	②
	経済理論	数量経済学	4	-	-	-	-	-	○	②
		経済学史	4	-	-	-	-	-	-	-
	社会政策	経済政策	4	-	-	-	-	-	-	②
		労働経済学	4	-	-	-	-	-	-	②
財政金融論	財政学	4	-	-	-	-	-	○	②	
	金融論	4	-	-	-	-	-	-	②	
演習	特殊講義Ⅰ	特殊講義Ⅰ	2	-	-	-	-	-	-	-
		特殊講義Ⅱ	4	-	-	-	-	-	-	-
	総合科目Ⅰ	総合科目Ⅰ	2	-	-	-	-	-	-	-
		総合科目Ⅱ	4	-	-	-	-	-	-	-
	基礎購読	基礎購読	2	-	-	-	-	-	-	-
		外書購読	4	-	-	-	-	-	-	-
演習Ⅰ	演習Ⅰ	4	-	-	-	-	-	-	-	
	演習Ⅱ	6	-	-	-	-	-	◎	◎	◎

- ◎印は必修科目、○印は私法及び公法コースの選択必修科目、①印は総合コースの選択必修科目Ⅰ、②印は総合コースの選択必修科目Ⅱである。
- 履修年次が複数の年次に表示してある場合は、そのいずれの年次でも履修することができる。
- 特殊講義Ⅰ・Ⅱは、学期の始めに第2・3・4年次のうちから履修年次を指定し、公示する。
- 特殊講義Ⅰ・Ⅱ及び総合科目Ⅰ・Ⅱの授業内容は、学期の始めに公示する。
- 演習Ⅰの履修期間は第2年次の後期から、第3年次の前期までの1年とし、演習Ⅱの履修期間は第3年次の後期から第4年次の後期までの1年半とする。

コース	私法コース	公法コース	総合コース
必修科目	48単位	46単位	6単位
選択科目	別表第1の科目のうちから16単位	別表第1の科目のうちから20単位	別表第1の選択必修科目Ⅰの科目のうちから20単位
			別表第1の選択必修科目Ⅱの科目のうちから20単位（うち少なくとも12単位は特定の1群から修得すること）
			計 40単位
選択科目	28単位以上	26単位以上	46単位以上
計	92単位以上	92単位以上	92単位以上

が多い。

一方で、1年次からの専門教育の実施は、早期に専門教育に触れさせるといういわゆるアーリー・イクスポージャーとしての役割を担っており、この点では重要な意義をもつ。法学部に入学した学生は、大学とともに学部を選択して入学しており、専門科目の授業に対する志向は強いものと考えられる。このことは「法律学の基礎的素養」を身につけさせるという点でも、評価できる教育方法であるといえる。

問題は、どのような専門科目を1年次に開講するかであった。1979(昭和54)年度の学部創設時のカリキュラムでは、憲法Ⅰ、民法総論及び基礎法学が1年次に開講され、1989(平成元)年度の改正では憲法Ⅰ及び民法総論はそのまま同じであるが、基礎法学に替わって基礎講読が新たに設けられた。いずれも法学部教育への導入と実定法の段階的学習に配慮した上での科目設定であるといえる。1989年度のカリキュラム改正で、基礎法学に替わって基礎講読が設けられた趣旨は、それまで大講義室での授業だけであったのを、1年次に30人規模の少人数クラスを設け、教員との一方通行ではない接触を通して、文献の読み方、問題の把握の仕方、レポートの書き方など法学部の教育を受けるための基礎的能力を培おうとするところにあったと言える。そしてこの基礎講読は、「ものを考える教育」への転換・導入としての意味をもつものであった。

1994(平成6)年度のカリキュラム改正では、専門基礎科目という領域を設け、基礎講読をこれに位置づけるとともに、社会科学入門及び実定法入門を1年次に開講することにした。その趣旨は、1年次に対して、専門教育への導入教育を行おうとするところにある。すなわち、社会科学入門は、法的諸現象を社会的諸現象の1つとして広い視野のもとに認識するという上記の教育目的の一側面を具体化したものでもあり、実定法入門は法律学の基礎的素養を備えるための導入として、法律学の全体像をわかりやすく理解させようとするものである。

また、専門科目については、年次配当の見直し及びこれに関連して授業科目の分割が行われた。すなわち、1989(平成元)年度カリキュラムでは1年次に配当されていた民法総論(4単位)が2年次配当科目とされるとともに、従来家族法(4単位)が家族法Ⅰ(2単位)と家族法Ⅱ(2単位)とに分割され、家族法Ⅰ(内容的には親族法)及び不法行為法(2単位)が、従来の憲法Ⅰ(4単位)に加えて1年次生に開講されることとなった。これらの改革は、本学部が当初より取り組んできた1年次からの専門教育の実施という方針を維持しつつ、更に1年次生の学習能力に配慮しながらこれを充実しようとしたものと言えることができる。

ただし、1989(平成元)年度改正の際に導入された基礎講読については、1994(平成6)年度には開講数が8クラスと、10を下回ることになるため、30人規模クラスの維持が実現できなくなるなどの問題も生じた。

②少人数教育への取り組み

少人数教育方式による演習が法学部教育を支える重要な柱の1つであることは従来から認識されてきたところである。演習は、「諸問題を主に法的視点から発見、分析、解決するための基礎的能力の養成」という法学部の教育目的からみても重要な教育方法であり、また、学生に対するきめ細かな教育的配慮が必要になっている今日においては、その重要性が一層増してきている。

本学部でもその創設当初から、概論講義に伴いがちなマスプロ教育の弊害が自覚され、これに対処するため、3年次からの演習Ⅰを選択科目として設けるとともに、4年次からの演習Ⅱを必修科目としてきた。いわば4年間の法学部教育のうち後半2年間について演習による少人数教育を行ってきたと言える。しかし、それでもなお法学部教育の大半が大講義室での講義であることを考慮すると、少人数教育の充実拡大は重要な課題であった。

そこで、1989(平成元)年度改正の際には、少人数教育を概論講義とともに法学部教育における車の両輪として位置づけて、演習Ⅰを2年次後期から開始することにし、また、演習Ⅱを3年次後期からの1年半6単位に拡充するとともに、基礎講読を1年次に開講することとした。これにより1年次から4年次まですべての学年で少人数教育が行われることになり、これは1994(平成6)年度改正でも維持された。

1994年の時点で基礎講読と演習Ⅰは選択科目であったが、それぞれ学生の95.1%、96.2%が履修していた。

また、従来から外書講読(2・3・4年次配当)も、少人数教育の一環として位置づけられてきており、このことは法学部創設以来変更はない。

このように、少人数教育に対しては、本学部は他大学の法学部に比較して大きな力を傾注してきたといえよう。

③コース制の採用

学部レベルでの法学教育では、その教育理念・目的をどのように設定するかはともかく、基本的な法律を軸とした実定法学から基礎法学、更には政治学・経済学まである程度幅広く修得させる必要があり、そのため多くの法学部では学科制を採用していない。とはいえ、開講される多くの授業科目の中から一定の科目を選択し、ある程度系統立てて履修させ、法律学の基礎的素養を備えさせるための工夫も必要となる。

本学部は、学生の多様な関心と卒業後の進路状況に応じたカリキュラム編成を行うため、創設当初からコース制を採用した。創設当初は、「法曹」「行政・政治」「労働・福祉」「産業管理」「国際関係」の5コースを設けた。その際、法学教育に必要な基礎的科目の修得とコースごとの特色のバランスとを考慮して、基礎的科目として全コース共通の必修科目A(20単位)とともに、コース別の必修科目B(34~42単位)を設けた。更に、これらの科目に選択科目を合わせて、専門科目の卒業要件単位数は92単位(一般教育科目52単位)とされた。これは「法律学の基礎的素養を備えた幅広い人材の養成」という目的を具体化しようとしたものであった。

この最初のコース制については、その後、学生の法曹コースへの集中、コース選択と卒業後の進路との関連性の希薄化等の問題が指摘され、1989(平成元)年のカリキュラム改正の際に見直されることとなった。その見直しの視点は、卒業後の進路とは切り離し、専門分野についての系統的な学習に配慮することに置かれ、その結果「私法コース」、「公法コース」及び「総合コース」の3コース制が採用されることとなった。「私法コース」と「公法コース」は、伝統的な法学教育の中心部分を占める実定法解釈学を私法分野と公法分野に分けて各分野を重点的・系統的に学習できるように配慮されたものであり、演習Ⅱ(6単位)のほかにそれぞれ42単位、40単位の必修科目が配置されるとともに、各コースごとの選択必修科目(それぞれ16単位、20単位)も設けられた。これに

対して「総合コース」は、多様な授業科目の中から学生自身の興味と関心に従って自由に学習プログラムを組み立てて主体的に学び、そのことを通じて法と社会に対する幅広く深みのある知識と視野を獲得できるようにしたものである。したがって「総合コース」においては、必修科目は演習Ⅱ（6単位）のみとされ、その他所定の実定法科目の中から20単位を修得させる選択必修科目Ⅰ及び基礎法学・政治学・経済学の各関係分野から20単位を修得させる選択必修科目Ⅱ（ただし20単位のうちの12単位は上記3つのいずれかの特定の分野から修得）が置かれた。ただ、「総合コース」は履修の自由度が大きく学習が非系統的になったり偏りすぎたりするおそれもあるために、実効的な学習計画のガイドラインとしていくつかの「履修モデル」が設定された。1994（平成6）年度のカリキュラム改正の際にも、専門教育の履修単位を92単位から82単位に減らしたことに伴い、選択科目の単位を10単位軽減はしたものの、この3コース制は維持されることとなった。もっとも、コース制については、コース制の「実質化」あるいはコース制そのものの見直し、学生の総合コースへの集中、総合コースでの履修モデル、ガイダンスの不徹底などの問題も多かった。

（3）1997（平成9）年度改革

教養部廃止と教員の各学部への分属を機に、法学部は法学科と公共政策学科の2学科制に移行し、創設以来とってきた履修コース制を撤廃した。

改革構想は、法学部教育の目標を「紛争の法的解決能力を持った人材の育成」と「政策形成能力を持った人材の育成」に焦点化し、その達成のためには、実定法を中心として教育研究を行う組織（法学科）と、政策を中心として教育研究を行う組織（公共政策学科）との2学科が必要であるとされた。しかし他方、幅広い視野を持ち、柔軟な思考ができる総合的な能力も必要であり、「総合化」の観点からの教育も重要であると考えられた。そこで、改革構想では、授業科目の履修について、学科相互に乗り入れを行う「ゆるやかな」2学科制をとり、更に演習Ⅱ以外は選択科目としつつ履修モデルを提示し、履修指導によって学生の分散的・散漫的で安易な履修行動を防ぎ、「焦点化」と「総合化」を達成しようとした。また、専門教育科目の体系化を図る一方で、専門科目に対する興味や関心を喚起するとともに、学科振分けの前提となる導入科目には、1年次に3つの専門基礎科目として、実定法入門・公共政策入門・基礎講読が設けられた。

「焦点化」については、これを学科所属によって達成しようとした。しかし、学科への振分けシステムは、1年次の終わりに学生の学科所属の希望を聞きつつも、学科（法学科150名、公共政策学科100名）に欠員が生じる場合は、成績上位者を優先的に希望学科に振り分けるというものであった。した

表5 1997(平成9)年度カリキュラム 学科別卒業要件単位数

		区 分	学科共通（法学科、公共政策学科）
一 般 教 育	共通基 礎科目	基 礎 科 目	2
		外 国 語 科 目	12
		健康・スポーツ 科 学 科 目	3
		教養 科目	20
		計	37
専 門 教 育	必 修 科 目	4	
	選 択 科 目	86	
	計	90	
合 計		127	

表6 1997(平成9)年度カリキュラム 科目表(学部共通)

科目区分	授業科目	単位数		履修年次								備考	
		必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
専門基礎科目	実定法入門	2		○									①前と後の中間に○印のある授業科目は、前期又は、後期に開講する。
	公共政策入門	2		○									
	基礎購読	2	○										
専門科目	外書購読	2				○							②履修年次が空白の授業科目は、別途指定する。
	法学概論	2	○										
	経済学Ⅰ	2			○								
	経済学Ⅱ	2			○								
	経済学Ⅲ	2						○					
	哲学概論	4											
	倫理学概論	4											
	社会情報処理Ⅰ	2			○								
	社会情報処理Ⅱ	2				○							
	プレゼミナール	2				○							
	演習Ⅰ	4							通年				
	演習Ⅱ	4								通年			
	総合講義Ⅰ	2							○				
	総合講義Ⅱ	4							通年				
	特殊講義Ⅰ	2											
特殊講義Ⅱ	4												

がって、不本意所属が生じることとなり、例えば、1998(平成10)年度入学者については、公共政策学科希望者は22人しかおらず、50人の法学科希望者が公共政策学科に振り分けられた。

「総合化」については、「垣根の低い2学科制」、すなわち科目履修につき学科の相互乗り入れを認めるという方法で達成しようとした。改革の構想段階では相互乗り入れによる修得単位は、専門教育科目の卒業要件単位の3分の1程度とするとされていたが、実際には履修強制や単位数の制限等の配慮はなされなかった(表5~8)。

2000(平成12)年に実施された学生アンケートでは、学生は法学科と公共政策学科の特色や違いを必ずしも明確に理解しないまま学科選択をしており、多数の学生にとって法学部を2学科に分ける意味があるとは考えられていないとする結果が出ていた。

法学部の特徴の1つである少人数教育については、1年次に基礎講読、2年次にプレゼミナール、3年次に演習Ⅰ、4年次に演習Ⅱが設けられた。情報処理教育としては、法学部では1年次に一般教育科目として基礎情報処理が開講されていることから、2年次以降に社会情報処理Ⅰ及び社会情報処理Ⅱが開講された。

(4) 単位互換制度

1995(平成7)年度より熊本県立大学総合管理学部、熊本学園大学商学部・経済学部と

表7 1997 (平成9) 年度カリキュラム 科目表 (法学科)

■法学科専門科目

講座	教育研究分野	授業科目	単位数	履修年次								備考		
				必修	選択	1年次		2年次		3年次			4年次	
						前	後	前	後	前	後		前	後
法文化論講座	言語コミュニケーション論	言語文化論	2							○			前と後の中間に○印のある授業科目は、前期又は、後期に開講する。	
		言語コミュニケーション論	2									○		
	比較文化論	比較文化論	2									○		
		アジア文化論	2									○		
		ヨーロッパ文化論	2							○				
		英米文化論	2							○				
	紛争・交渉論	紛争処理論	2								○			
		紛争管理論	2								○			
	法理論	法の理論Ⅰ	2					○						
		法の理論Ⅱ	2								○			
比較法史論	比較法社会史Ⅰ	2					○							
	比較法社会史Ⅱ	2								○				
	日本近代法史	2								○				
	ローマ法	2								○				
	東洋法史	2								○				
	外国法	2								○				
現代法構造論	現代法史論	2									○			
	現代法思想論	2								○				
市民法講座	憲法	憲法Ⅰ	2	○										
		憲法Ⅱ	2		○									
		比較憲法Ⅰ	2											
		比較憲法Ⅱ	2											
	民法	家族法	2	○										
		不法行為法	2		○									
		民法総論	2			○								
		物権法Ⅰ	2				○							
		物権法Ⅱ	2					○						
		債権法Ⅰ	2					○						
債権法Ⅱ		2						○						
債権法Ⅲ		2							○					
財産法特論	2								○					
家族法特論	2									○				
商法	商法総論	2			○									
	商取引法	2				○								
	商法特論	2									○			
民事訴訟法	司法制度論	2			○									
	民事判決手続論Ⅰ	2					○							
	民事判決手続論Ⅱ	2						○						
刑法	刑法Ⅰ	2			○									
	刑法Ⅱ	2				○								
	刑法特論Ⅰ	2					○							
	刑法特論Ⅱ	2						○						
刑事訴訟法	刑事訴訟法Ⅰ	2					○							
	刑事訴訟法Ⅱ	2						○						
現代法講座	現代憲法論	現代憲法論Ⅰ	2			○								
		現代憲法論Ⅱ	2				○							
		現代憲法特論	2									○		
	現代民法論	現代民法論Ⅰ	2			○								
		現代民法論Ⅱ	2								○			
		現代民法論Ⅲ	2								○			
		知的財産権法	2								○			
	企業法	企業法概論	2		○									
		社会法Ⅰ	2			○								
		社会法Ⅱ	2				○							
手形法・小切手法Ⅰ		2					○							
手形法・小切手法Ⅱ		2						○						
保険法		2						○						
海法・空法		2						○						
金融法		2							○					
証券取引法		2								○				
企業法特論		2									○			
民事救済法	民事救済手続論	2						○						
	民事仮救済手続論	2						○						
	民事手続特論	2							○					
	倒産紛争処理論	2								○				
国際私法	国際私法Ⅰ	2						○						
	国際私法Ⅱ	2							○					
	国際私法特論	2									○			
現代刑事法論	現代刑法論Ⅰ	2						○						
	現代刑法論Ⅱ	2								○				
	現代刑事訴訟法論	2									○			

表8 1997(平成9)年度カリキュラム 科目表(公共政策学科)

■公共政策学科専門科目

講座	教育研究分野	授業科目	単位数	履修年次								備考		
				必修	選択	1年次		2年次		3年次			4年次	
						前	後	前	後	前	後		前	後
政 策 基 礎 講 座	社会基礎論	現代政治論Ⅰ	2		○								前と後の中間に○印のある授業科目は、前期又は、後期に開講する。	
		現代政治論Ⅱ	2			○								
		政治理論	2						○					
		平和論	2							○				
	社会発展論	社会発展論	2								○			
		政治史	2			○								
		外交史	2				○							
		政治思想史Ⅰ	2						○					
		政治思想史Ⅱ	2							○				
	公共基礎論	社会哲学	2								○			
		近代市民社会論	2								○			
		現代大衆社会論	2								○			
	政策価値論	近代思想論	2								○			
		現代思想論	2								○			
		現代人権論	2								○			
国際地域関係論	公共性論	2								○				
	国際関係論	2								○				
	国際政治史	2								○				
	欧米社会文化論	2								○				
		アジア社会文化論	2							○				
政 策 分 析 講 座	法社会学	紛争事例研究	2			○								
		合意形成論	2						○					
	政治過程分析	政治過程論	2			○								
		行政行動分析	2							○				
		市民参加論	2								○			
		社会心理学	2								○			
	経済分析	経済統計	2							○				
		国民経済計算論	2							○				
	公共経済分析	公共経済論	2							○				
		財政政策	2							○				
環境経済学		2							○					
地域経済論		2							○					
刑事政策分析	刑事政策分析Ⅰ	2							○					
	刑事政策分析Ⅱ	2							○					
地域政策分析	地域概論	2		○										
	地域政策論	2							○					
	地域計画論	2								○				
	地域調査法実習	2								○				
社会情報論	社会情報論Ⅰ	2						○						
	社会情報論Ⅱ	2							○					
現 代 政 策 講 座	行政課程論	行政課程論Ⅰ	2			○								
		行政課程論Ⅱ	2				○							
		行政課程論Ⅲ	2					○						
		行政課程特論	2								○			
		現代行政論	2				○							
	行政救済論	行政救済論Ⅰ	2				○							
		行政救済論Ⅱ	2					○						
		行政救済論Ⅲ	2						○					
		行政救済特論	2								○			
	国際法	国際法Ⅰ	2			○								
		国際法Ⅱ	2				○							
		国際法Ⅲ	2					○						
		国際法Ⅳ	2						○					
	国際法政策論	国際法政策論Ⅰ	2							○				
		国際法政策論Ⅱ	2							○				
国際法政策論Ⅲ		2							○					
国際法政策論特論		2								○				
社会法	社会法総論	2							○					
	労働法Ⅰ	2			○									
	労働法Ⅱ	2				○								
	社会保険法	2					○							
社会法政策論Ⅰ	経済法	2							○					
	労働法政策論	2							○					
	雇用保障法論	2							○					
社会法政策論Ⅱ	国際労働政策論	2							○					
	社会保障政策論	2							○					
	地域福祉政策論	2							○					
経済理論	国際経済法	2							○					
	経済法特論	2							○					
	ミクロ経済学Ⅰ	2			○									
	ミクロ経済学Ⅱ	2				○								
経済政策	マクロ経済学Ⅰ	2			○									
	マクロ経済学Ⅱ	2				○								
	国際経済論	2							○					
	経済政策Ⅰ	2							○					
	経済政策Ⅱ	2							○					
	労働経済学	2							○					
	金融制度論	2							○					
	金融政策	2							○					

の間で単位互換制度を実施している。これは国立・公立・私立大学間にまたがる我が国最初のユニークな試みであった。この単位互換制度により、3大学4学部間において他大学の学生を特別聴講生として受け入れ、試験等の所定の要件を満たす他大学で修得した単位については、30単位を限度として本学部の卒業要件単位として認定している。特別聴講生の授業料は徴収されていない。また、単位互換の対象となる科目は、次年度の科目に合わせて3大学間で協議して決定される。

この制度は、熊本市内の社会科学系の学部を有する大学間で、それぞれの特色を活かしながら互いの足りない分野を補完し合う試みであり、学生のより幅広い興味関心に対応する制度であると言える。

また、2001(平成13)年度以降、放送大学との間でも単位互換制度を実施しており、本学部で開講できない専門科目について、法学部の教室を用いて放送大学の講義を受信し、放送大学での取得単位を他大学受講の単位として卒業要件単位として認定している。

(5) 2004(平成16)年度改革

法科大学院(法曹養成研究科)の設置に伴って、法学部教員の多くが法科大学院へ移籍することになった。このことにより、従来、質量ともに拡大の一途を辿ってきた法学部が、一転して一定程度の縮小を余儀なくされた。14名が法曹養成研究科に配置替えとなったが、それ以外にも法科大学院設置に伴う全国的な法学系教員の異動がこの前後に生じており、本学部から他大学への転出も相次いだ。そのような状況を背景として、2004(平成16)年度には、量的には従来の2学科(学年定員240名)制を改めて法学科1学科(学年定員210名)としたが、教員数の削減が教育の質の低下に結びついてはならないという強い意志のもと、最小限のスタッフで最良の教育を確保する方策が講じられた。

具体的には、卒業後の進路を意識して教育目的を明確化し、教育目的に応じて各科目を合理的に配置するコースを設定したカリキュラム編成をとるもので、各コースは従前の2学科制に至るコース類型に則したもので、法学部の構成理念に変化はない。

ここで明確化された法学部の教育目的は、「法的知識を基礎として、法的に又は政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成すること」である。

この場合、「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、実定法の解釈と適用とを通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいい、また、「政策的に」考え、表現し、議論する基礎的能力とは、法的素養に裏打ちされた政策立案、形成、発案を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいうものとされた。

このような教育目的は、具体的には、次のような能力の獲得を目指すものとされた。

- ①少人数の演習や双方向的授業を通じて得られる、法的・政策的に「考える力」「表現する力」「議論する力」の育成
- ②法と政策の双方向から、現実の社会に生起する問題に対応しうる基礎的能力の育成
- ③法的な考え方と政策的な考え方の基本を理解した上で、法的思考や政策的思考の社会的な役割と限界を認識する力の育成
- ④幅広い視野と総合的判断力をもって、法的ないし政策的な考え方それ自体を批判的に認識する能力の育成

以上のような法学部の教育目的に従って、表9の授業科目群が設定された。

表9 2004(平成16)年度カリキュラム 授業科目群及び教育目的

科目群	教育目的
①全学共通の教養教育科目群	・国際化と情報化に対応しうる能力の育成 (外国語運用能力と情報発信能力) ・幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力の育成
②全学部共通の専門基本科目群	・法的な考え方と政策的な考え方の基本の習得 ・これらの考え方の社会的意味と限界の基本的な理解
③法学コース教育科目群	・社会問題を法的に考える基礎的能力の育成 ・法的な考え方の役割と限界の認識
④公共政策コース教育科目群	・社会問題を政策的に考える基礎的能力の育成 ・政策的な考え方の役割と限界の認識
⑤法学部自由選択専門科目群	・人間・社会・文化・歴史・思想に関する理解と批判 ・法的な考え方と政策的な考え方の意義と限界の理解 ・法的ないし政策的な考え方の批判的な認識
⑥高年次の学部共通科目群	・自己の学習の成果や進路の認識
⑦高年次の教養教育科目群	・幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力の育成 ・人間と社会と自然に対する深い理解

また、法学部の教育目的に従って、法学部の人材養成目標が設定されたが、策定にあたっては次の2つの視点が考慮された。まず第1は、近年の国の司法改革の基本理念を担いうる人材を養成するという視点である。司法制度改革審議会の提言に沿って、「国民が容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう、そして事前規制の廃止・緩和に伴って、弱い立場の人が不当な不利益を受けることの無いよう、国民の間で起きる様々の紛争が公正かつ透明な法的ルールの下で適性かつ迅速に解決される仕組み」の整備が必要とされているが、このような仕組みが社会の主要な場面で効果的に機能するためには、一定水準の資質と能力を備えた法の担い手、すなわち各種の法律実務家、企業・行政・NPO・市民社会において法を担う人材が必要となるため、そのような人材育成の一翼を効果的に担うという視点である。

第2に、地域に対する法学部の貢献という視点である。本学部は九州の中央部にある中核大学の法学部として、グローバル化のもとで、この地域においても増大しつつある新しい法的・政策的ニーズに応える必要があるが、このような地域的ニーズは、まず、社会の諸領域で法的紛争を予防・解決する必要があるが、次に地方の分権化の進行に伴い地域主導型で公共政策を形成する必要性が増大してきたことが背景にある。これら2つの新しい必要性を背景に、法学部教育には、企業や社会の中で紛争の法的な予防・解決を担いうる人材、公共政策の形成や政策法務を担いうる人材(公務員)の養成が期待される。

これらの2つの視点に立って、学生の進路に対応した教育を重視しながら、大きく次の3つの人材養成目標が設定された。

- ①法曹に必要な資質と基礎的能力を備えた法曹志望者の養成
 - ②企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成
 - ③公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成
- ①については、法曹に特化した専門教育を担うのは法科大学院であるから、学部教育が担うのは、法科大学院に進学しうる資質と能力を備えた法曹志望者の養成ということになる。

具体的な授業科目の構成は、大まかに次の図1のようになる。

4年次	(法学コース) iii 法学コースのコア科目群		(公共政策コース) vi コア科目群	x 高年次の学部共通科目群	ix 高年次の教養教育科目群
3年次	基本法学クラス	企業法学クラス	vii 分野別選択科目群		
	iv クラス科目 必修科目群	v クラス科目 選択科目群			
	viii 法学部自由選択専門科目群				
2年次	ii 学部共通の専門基本科目群			i	
1年次	ii	i 全学共通の教養教育科目群 (外国語教育・情報基礎教育を含む)			

図1 2004(平成16)年度カリキュラム 授業科目構成

まず、1・2年次の科目群は、全学共通の教養教育科目群と学部共通の専門基本科目群から構成される。

全学共通の教養教育科目群(i)では、社会・経済の構造変化と国際的な相互依存関係や世界的規模での競争の中で、市民社会の健全な発展に貢献し、職業人として指導的な役割を果たす人材を育成するために、幅広い教養に裏打ちされた批判的思考力と総合的判断力を修得させることを重視する。具体的には、基礎セミナー、情報科目、必修外国語、自由選択外国語、主題科目Ⅰ・Ⅱ、学際科目及び開放科目がこれにあたる。

学部共通の専門基本科目群(ii)は、法学と公共政策学を等しく学べるという本学部の特徴を示す科目群で、法学部として必要とされる学部共通の専門的な基本科目によって構成されている。これらの科目には、3年次のコース分けに先立つ2年間に、法学・政治学・経済学の分野から精選された基本科目を事実上の必修科目として共通に学習し、法学部生として必要で、かつ本学部特有の専門の基礎・基本と幅広い視野をしっかり身につけさせることが狙いであった。一方、2年間の教育の中では、法と公共政策を横断する入門科目を通じて、高年次のコース別教育に必要な知識を得るだけでなく、各自の問題関心の深化や卒業後の進路に対する意識を高めるために、自由選択科目や「職業選択と自己実現」といったキャリア科目も取り入れられた。

更に、1・2年次には、必修科目として1クラス20名程度の少人数授業「基礎演習Ⅰ」及び「基礎演習Ⅱ」が通年科目として設定され、法学部としてのよりきめ細かい転換・導入教育を行うものとされていた。基礎演習では、法学と社会科学の基礎をゼミ形式で学び、社会に関する問題関心を涵養しつつ、法学部生としての学習リテラシーの基礎をも身につけさせることが



写真1 ゼミ風景

表10 2004 (平成16) 年度カリキュラム 必修・選択必修科目

■法学コース (基本法学クラス)		■公共政策コース	
必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目
演習 I	(法学コースコア科目)	演習 I	(公共政策コースコア科目)
演習 II	民法Ⅳ (契約)	演習 II	公共政策論
公法特論 I	民法Ⅴ (不法行為等)	2科目 8単位	公共経済学
公法特論 II	商法Ⅱ (企業活動法)		行政法Ⅱ (作用法)
民事法特論 I	民事訴訟法Ⅰ (判決手続基礎論)		行政法Ⅲ (救済法)
民事法特論 II	労働法Ⅰ (総論)		民法Ⅳ (契約)
刑事法特論 I	刑事訴訟法		民法Ⅴ (不法行為等)
刑事法特論 II	行政法Ⅱ (作用法)		6科目 12単位
8科目 20単位	7科目 14単位		
■法学コース (企業法学クラス)			
必修科目	選択必修科目		
演習 I	(法学コースコア科目)		○政策基礎科目
演習 II	民法Ⅳ (契約)		政治思想史Ⅰ (西洋)
2科目 8単位	民法Ⅴ (不法行為等)		政治史
	商法Ⅱ (企業活動法)		国際関係論
	民事訴訟法Ⅰ (判決手続基礎論)		マスコミ論
	労働法Ⅰ (総論)		地域概論
	5科目 10単位		この中から 2科目 4単位
	○法律系科目		○政策展開科目
	商法Ⅲ (金融・保険関係法)		経営学
	民事訴訟法Ⅱ (判決手続展開論)		環境経済学
	民事救済法		ツーリズム論
	知的財産権法		地域政策
	経済法		この中から 2科目 4単位
	国際取引法		○法政策科目
	労働法Ⅱ (労働契約法)		租税法
	この中から 4科目 8単位		地方自治法
	○企業実務系科目		国際法Ⅱ (各論)
	企業法務論		労働法Ⅰ (総論)
	契約文書論		社会保障法
	A D R 論		この中から 2科目 4単位
	社会データ分析		○実習科目
	経営学		地域データ分析
	企業論		社会データ分析
	金融論		地域調査法実習
	保険論		この中から 1科目 2単位
	この中から 4科目 8単位		

表11 2004 (平成16) 年度カリキュラム 卒業要件単位

		区 分	単位数	
教養教育	基礎セミナー (1年次)		2	
	情報科目 (情報基礎A、情報基礎B、1年次)		2	
	外国語科目 (必修国語科目。英語6、初修6)		12	
	外国語科目 (自由選択外国語科目)			
	主題科目Ⅰ (現代社会を知る科目)		4	
	主題科目Ⅱ (知的世界に踏み込む科目)		4	
	学際科目			
	開放科目			
教 養 教 育 合 計			36単位以上	
専 門 教 育	必修	情報処理概論 (2年次)	1	
		基礎演習Ⅰ (1年次)	4	
		基礎演習Ⅱ (2年次)	4	
		演習Ⅰ (3年次)	4	
		演習Ⅱ (4年次)	4	
	基本法学クラスのみ必修	公法特論Ⅰ	2	
		公法特論Ⅱ	2	
		民事法特論Ⅰ	2	
		民事法特論Ⅱ	2	
		刑事法特論Ⅰ	2	
	刑事法特論Ⅱ	2		
選 択 科 目	事 実 上 の 必 修	各コースとクラスに共通の事実上の必修	法学入門	
			政治入門	
			経済学入門	
			現代社会の法と政策	
			職業選択と自己実現	
			法の理論	
			憲法Ⅰ	
			憲法Ⅱ	
			民法Ⅰ	
			民法Ⅱ	
民法Ⅲ				
民法Ⅳ				
民法Ⅴ				
刑法Ⅰ				
刑法Ⅱ				
政治理論				
現代行政論				
マクロ経済学				
ミクロ経済学				
行政法Ⅰ				
国際法Ⅰ				
	法学コース用	商法Ⅰ 商法Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 労働法Ⅰ		
	基本法学クラス用	刑事訴訟法 行政法Ⅱ		
	公共政策コース用	公共政策論 経済政策 公共経済学 行政法Ⅱ 行政法Ⅲ		
事実上の選択必修科目又は選択科目				
4年次修得単位 (演習Ⅱを含む)			(10)	
専 門 教 育 合 計			91単位以上	
合 計			127単位以上	

3年次進級要件単位数 64単位以上

4年次演習Ⅱ履修条件単位数 81単位以上

表12 2004 (平成16) 年度カリキュラム 専門基礎科目・専門科目

■専門基礎科目

講座	科目区分	授業科目	単位数		履修年次				備考	
			必修	選択	1年次 前 後	2年次 前 後	3年次 前 後	4年次 前 後		
共通	専門基礎科目	法学入門		2	◎					
		政治学入門		2	◎					
		経済学入門		2	◎					
		現代社会の法と政策		2	◎					
		情報処理概論		1				☆		
		基礎演習Ⅰ		4		☆	☆	☆	☆	
		基礎演習Ⅱ		4			☆	☆	☆	

■専門科目

講座	科目区分	授業科目	単位数		履修年次				備考		
			必修	選択	1年次 前 後	2年次 前 後	3年次 前 後	4年次 前 後			
共通		演習Ⅰ		4				☆	☆		
		演習Ⅱ		4						☆	☆
		卒業論文			2						◇
		職業選択と自己実現			2		◎				
		外書購読			2						◇
		インターンシップ			2						◇
		特殊講義			2						◇
		哲学概論			4				◇	◇	◎
倫理学概論			4				◇	◇	◎	◎	
法文化論	法学基礎	法の理論		2			◎				
		紛争事例研究		2							◇
		日本近代法史		2							◇
		西洋法制史		2							◇
社会文化論	社会文化論	外国法		2							◇
		言語文化論		2							◇
		ヨーロッパ社会文化論		2							◇
憲法論	憲法論	英米社会文化論		2							◇
		憲法Ⅰ (統治機構)		2		◎					
市民法学	民法論	憲法Ⅱ (基本的人権)		2			◎				
		民法Ⅰ (総則)		2		◎					
		民法Ⅱ (物権)		2			◎				
		民法Ⅲ (債権総論)		2				◎			
	民法論	民法Ⅳ (契約)		2							◎
		民法Ⅴ (不法行為等)		2							◎
		民法Ⅵ (親族・相続)		2							◇
		民法法特論Ⅰ		2					☆		
	民法論	民法法特論Ⅱ		2						☆	
		知的財産権法		2							◎
		商法Ⅰ (企業組織法)		2				◎			
		商法Ⅱ (企業活動法)		2							◎
	民法訴訟	商法Ⅲ (金融・保険関係法)		2							◎
		民事訴訟法Ⅰ (判決手続基礎論)		2							◎
民事訴訟法Ⅱ (判決手続基礎論)			2							◎	
民事救済法			2							◎	
刑事法論	刑法Ⅰ (総論)		2		◎						
	刑法Ⅱ (各論)		2			◎					
	刑事法特論Ⅰ		2						☆		
	刑事法特論Ⅱ		2							☆	
		刑事訴訟法		2						◎	

講座	科目区分	授業科目	単位数		履修年次				備考				
			必修	選択	1年次		2年次			3年次		4年次	
					前	後	前	後		前	後	前	後
市民法学	国際法	国際取引法		2							○	企業法学クラス	
		国際私法		2							◇		
	企業実務	企業法務論		2							○	企業法学クラス	
		契約文書論 ADR論		2 2							○ ○	企業法学クラス 企業法学クラス	
現代法政策論	行政政策法論	行政法Ⅰ(総論)		2				◎					
		行政法Ⅱ(作用法)		2							◎	基本法学クラス、公共政策コース	
		行政法Ⅲ(救済法)		2							◎	公共政策コース	
	行政政策法論	租税法		2							○	公共政策コース	
		地方自治法		2							○	公共政策コース	
		情報法		2							◇		
	国際政策法論	国際法Ⅰ(総論)		2					◎				
		国際法Ⅱ(各論)		2							○	公共政策コース	
		国際機構論		2							◇		
	社会政策法論	労働法Ⅰ(総論)		2							◎	法学コース (公共政策コースは○)	
		労働法Ⅱ(労働契約法)		2							○	企業法学クラス	
		社会保障法		2							○	公共政策コース	
経済法			2							○	企業法学クラス		
公共社会政策論	公共社会基礎論	政治理論		2		◎							
		現代行政論		2			◎						
		公共政策論		2							◎	公共政策コース	
		現代政治論		2							◇		
		社会哲学		2							◇		
	社会発展論	政治史		2							○	公共政策コース	
		外交史		2							◇		
		政治思想史Ⅰ(西洋)		2							○	公共政策コース	
		政治思想史Ⅱ(日本)		2							◇		
	政策過程分析	国際関係論		2							○	公共政策コース	
		政策過程論		2							◇		
		行政行動分析		2							◇		
		市民参加論		2							◇		
		マスコミ論		2							○	公共政策コース	
		マクロ経済学		2			◎						
		ミクロ経済学		2				◎					
	国際経済論		2							◇			
	経済政策論	経済政策		2					◎			公共政策コース 選択者向け	
社会データ分析			2							○	企業法学クラス、公共政策コース		
公共経済論	公共経済学		2							◎	公共政策コース		
	環境経済学		2							○	公共政策コース		
	ツーリズム論		2							○	公共政策コース		
地域政策論	地域概論		2							○	公共政策コース		
	地域政策		2							○	公共政策コース		
	地域データ分析		2							○	公共政策コース		
	地域調査法実習		2							○	公共政策コース		
企業関係論	経営学		2							○	企業法学クラス、公共政策コース		
	企業論		2							○	企業法学クラス		
	金融論		2							○	企業法学クラス		
	保険論		2							○	企業法学クラス		
	ベンチャー企業論		2							◇			

- 1) ☆印は必修科目、◎印は事実上の必修科目、○印は事実上の選択必修科目、◇印は選択科目を示す。なお、備考欄にコース名又はクラス名の記載のある授業科目は、当該コース又はクラスでのみ必修科目、事実上の必修科目又は事実上の選択必修科目である。
- 2) 3年次と4年次の中間に印のある授業科目は、3年次前学期から4年次後学期までのいずれかの学期に開講する。
- 3) 単位互換により、他の大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位は、この表に定める授業科目及び単位として取り扱うことができる。
- 4) 事実上の必修科目とは、法令上の区分では選択科目に属するが、履修を指導する科目をいう。
- 5) 事実上の選択必修科目とは、法令上の区分では選択科目に属するが、学習指導上一定の選択枠の中で履修を指導する科目をいう。

目指された。これらの基礎演習科目は、3・4年次に開講される演習Ⅰ・Ⅱとともに、1年次から4年次までを通じて通年開講される全学年必修科目であって、各年次段階共通の教育目標を明示しながら、学生の発達と志望に応じて段階的かつ柔軟な指導を徹底することが意図されていた。

高学年次では進路指向型のコース別教育が導入されたが、コースは大学院進学又は民間企業就職を志向する学生向けの「法学コース」と、公務員などへの就職を志向する学生向けの「公共政策コース」とに分けられていた。

法学コースの科目群は、法的な問題の発見、分析、解決、評価を行う基礎的能力を修得する科目が中心であり、主に法科大学院への進学を志向する学生を対象とする「基本法学クラス」と、主に企業への就職を志向する学生を対象とする「企業法学クラス」とに区別し、それぞれのクラスに特化した教育を行うものとされた。

基本法学クラスと企業法学クラスに共通の「法学コースコア科目群」(iii)は、法学コースで特に必要とされる法学専門基礎科目の一部で、2年次までに修得した専門基本科目群の上に更に法的に問題を解決する基礎的能力を修得する科目である。

基本法学クラスでは、法科大学院進学に進路を特化して、憲法と行政法を融合させた「公法特論」、民事法系科目を総合した「民事法特論」、刑事法系科目を総合した「刑事法特論」を必修科目として配した「基本法学クラス必修科目群」(iv)が設けられた。

企業法学クラスでは、特に企業法務に関わる法律科目及び企業実務系の科目を「企業法学クラス科目群」(v)として、選択必修科目とした。

公共政策コースは、法学の基礎を身につけた上で、政策的視点からの問題の発見、分析、解決、評価を行う基礎的能力を身につけるために、「公共政策コースコア科目群」(vi)と「公共政策コース分野別選択科目群」(vii)が設けられた。更に個々の学生の興味関心に応じて、法や公共政策の背景にある人間・社会・文化・歴史・思想に関する理解を広め、更に発展的な専門基礎を広汎かつ重層的に学んで、法的及び政策的な考え方の意義と限界についての理解を深めるために、両コース共通の「自由選択専門科目群」(viii)が設けられた。

更に、高年次の学部共通科目群(x)として、少人数授業の演習Ⅰ・演習Ⅱを設定し、きめ細かな学習指導・進路指導を徹底するとともに、法学研究科などの研究型大学院進学に向けた外書講読や職業経験を積むためのインターンシップなどの体験型・実習型教育を充実させた。

各科目群に属する科目及びコース、クラスごとの必修・選択必修科目は表10、最終的な卒業要件単位数は表11の通りである

ほかに専門教育の内容を異なった視点から捉え、批判的に見ることのできる能力を身につけることを意図して、高年次配当の教養教育科目群(ix)を置くことが意図されていたが、教養教育側との調整がつかなかったために開講されなかった。

これらの開講科目には、シラバスによって授業内容とその達成目標を提示して、更に必修科目と事実上の必修科目をコースごとに細かく指定し、受講する学生の側でカリキュラムの全体像と個々の科目の位置づけを理解した上で、合理的な科目履修を行うことを促し、更にCAP制により学期ごとの履修上限単位を設定することにより、無理な履修を排して予習・復習をする時間的余裕を持たせることによって、授業内容の理解を深めさせよ

うという狙いがあった。

また、2年次末に教養科目と専門科目を合わせて64単位以上修得していなければ3年次に進級できないとする進級制度を設け、更に3年次末に81単位以上修得していなければ4年次開講科目である演習Ⅱを受講できないものとして、年次ごとの計画的な科目履修を促して、少ない開講科目数で確実に系統的な授業内容を理解できるような仕組みを打ち出した。実際、2学科制の時期に特に公共政策学科で目立っていた卒業時の留年者は大幅に減少した。

(6) 2008 (平成20) 年度改革

上述のように、2004 (平成16) 年度カリキュラムについての教員・学生からのアンケート、ヒアリングは2006 (平成18) 年度から開始された。その結果、法学部の教育目的、人材養成目標については大きな異論がなかったことから、それらの点については2008 (平成20) 年度カリキュラムでは大きな変更は加えられなかった。

学部の構成についても、法学科1学科の中での法学コースと公共政策コースの2コース制が維持されたが、法学コース内のクラスの名称について、基本法学クラス、企業法学クラスという表現が実際の授業内容を的確に示していないという意見が多かったことから、基本法学クラスを「アドバンスト・リーガル・クラス」、企業法学クラスを「ベーシック・リーガル・クラス」と改称したが、構成理念そのものについて大きな変更を加えるものではなかった。

一方、前項で触れたように、授業内容について教員からは、特に法学の基幹科目について単位数が少なすぎるため十分な内容の授業ができず、もともと前提としていた学生の側での予習・復習も不十分なため、学生の側での理解不足が目立つという意見が強く、基幹科目の単位数の増加を求める声が強かった。一方、学生の側からは、事実上の必修科目が多すぎて科目の選択の余地が少ないという不満が強かった。

2004 (平成16) 年度カリキュラムは、法科大学院設置に伴う教員数の大幅な減少を背景として、少ない教員数で質の高い教育を維持するための策であったという事情があり、授業構成に無理があったことは否めなかった。実際に配当単位が少ないために十全な授業内容を消化できない科目については、特殊講義の名目で追加の講義が行われるなどの応急的な対策がとられており、カリキュラムの完成年度を経た後は、抜本的な改善が必要であると考えられていた。また、4年間のうちに、法曹養成研究科や他大学に異動した教員の欠員補充のための人事も積極的に行われ、1学科制移行時に予定された人員配置がほぼ完了する見込みもたっていた。そこで、2008 (平成20) 年度のカリキュラム改正は、2004 (平成16) 年度カリキュラムの問題点の是正と4年間のうちに生じた変化とを考慮に入れて、授業科目の再編成を中心とするものになった。授業科目の構成は次のように変更された (表13・図2)。

- ①全学共通の教養教育科目の位置づけは変更がない。
- ②法学部教養科目：主に政治学・経済学の入門科目について、法学部の専門科目として開講するよりは教養科目での開講が望ましいとの担当教員からの意見により、法学部生、他学部生を含めて初学者が入門科目として受講できる内容の主題科目 (2011年度以降教養科目と改称) を開講することとし、法学の同内容の講義を含めて、法学部生は、法学部の教養科目として、法学・政治学・経済学の各分野の科目から最低2単位

表13 2008 (平成20) 年度カリキュラム 授業科目及び教育目的

科 目	教育目的
①全学共通の教養教育科目	・国際化と情報化に対応しうる能力の育成 (外国語運用能力と情報発信能力) ・幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力の育成 ・人間と社会と自然に対する深い理解
②法学部教養教育科目	・社会問題を法的、政策的に考えるための素養の習得
③法学部共通専門基本科目	・法的な考え方と政策的な考え方の基本の習得 ・これらの考え方の社会的意味と限界の基本的な理解
④選択必修科目	・社会問題を法的に考える基礎的能力の育成 ・法的な考え方の役割と限界の認識 ・社会問題を政策的に考える基礎的能力の育成 ・政策的な考え方の役割と限界の認識
⑤アドバンスト・リーガル・クラス科目	・法的に考える能力の展開的な育成
⑥自由選択専門科目	・人間・社会・文化・歴史・思想に関する理解と批判 ・法的な考え方と政策的な考え方の意義と限界の理解 ・法的ないし政策的な考え方の批判的な認識
⑦高年次学部共通科目	・自己の学習の成果や進路の認識

	法学コース		公共政策コース	学部共通	
	アドバンスト・クラス	ベーシック・クラス		⑥自由選択専門科目	⑦高年次学部共通科目
4年次	⑤特論科目	④選択必修科目		⑥自由選択専門科目	⑦高年次学部共通科目
3年次					
学 部 共 通					
2年次	③専門基本科目		①全学共通教養教育科目	②法学部教養教育科目	
1年次					

図2 2008 (平成20) 年度カリキュラム 授業科目構成

を履修するものとした。政治・経済系の入門科目を教養科目化することにより生じる専門科目の単位の余裕分は高学年次での発展・展開科目の充実に充てられることになった。

- ③法学部共通専門基本科目：1・2年次に配された専門科目で、法学・政治学・経済学の分野から精選された科目は、法学コース、公共政策コース共通で学習することを意図しており、法学部全般に必要な専門の基礎・基本と幅広い視野を身につけることを目的とし、時間割上も、すべての1・2年次生が履修しやすいように配慮されている。2004 (平成16) 年度カリキュラムで2単位では講義時間が不足することが指摘された憲法Ⅰ・Ⅱ、民法総則、会社法については、4単位化された。

更に、1・2年次には、必修科目として1クラス20名程度の少人数授業「基礎演習

I」及び「基礎演習Ⅱ」が置かれたが、通年4単位の必要性は薄いという意見が強かったため、後期のクラス担任的機能は残しながら、授業科目としては前期2単位とし、その時間を専門基礎科目の単位増に充てることとした。

- ④2008(平成20)年度カリキュラムの特徴は、学生の授業選択の自由を最大限に認めながら、両コースに必要な科目をバランス良く履修させるために「選択必修科目」を設定したことである。選択必修科目は表14・15のように分けられており、それぞれのコースの特性に応じて科目群ごとの卒業要件単位が設定されている。
- ⑤「アドバンスト・リーガル・クラス科目」は、2004(平成16)年度カリキュラムにおける基本法学クラス科目と同様に、法科大学院への進学を志向する学生に特化して人数を限定した対話型授業である。
- ⑥「自由選択専門科目」についての考え方は、2004(平成16)年度カリキュラムから変更はない。

⑦「高年次学部共通科目」も、従来から続けられてきた演習Ⅰ・Ⅱによる演習型授業によりきめ細かな学習指導と進路指導等を行い、ゼミ論文、卒業論文の作成等を通してその過程での発表・報告を通じてこれまでの学習成果を効果的にまとめ、プレゼンテーション能力を養成し、リテラシー技法を習熟させることなどを目的としている。CAP制は継続されたものの、除外科目を設けることによって若干緩和された。また、このCAP除外科目は各科目群の選択必修科目の中で特に法学部の教育で重要な科目と位置づけられるものに設定されており、そのことにより、それらの科目を必修としなくとも、学生が進んで履修することが期待されている。

専門教育の中での履修方式は大幅に変更されたが、卒業要件単位数と2年次末、3年次末の進級要件は2004(平成16)年度カリキュラムと同様の取得単位数で設定されている。

以上のように、法学・政治学・経済学という社会に関する分野を中心課題とする本学部は、教育においても、社会の変化に対応して自らを変化させていっており、社会の変化、大学内の変化に即応した姿勢をとってきた。

これまで見てきた学部カリキュラムの変遷は、与えられた乏しい人的・物的資源を最大限に活用しながら、当時の社会の要請に応じて、その時点で最も質の高い教育を学生に提供し続けた本学部の根幹となる歴史であるといえる。

特に2004(平成16)年度カリキュラムの策定時、従来拡大の一途を辿ってきた法学部が法科大学院設置に伴う縮小を余儀なくされ、最小限の人材で理想的な教育を効率的に行うために設定された法学部の教育目的と人材養成目標は、それ以前に形成されてきた熊本大学法学部の特色ある教育方針を過不足なく取り入れ、活かすものとなっていた。それは、一見して新奇性や人目を引く特徴は見出しにくいものの、個別の理論体系の有機的な集積と総合により、全体が機能して社会秩序の確立に資する法律学の基本的な教育を可能とする教育体系を確立しており、更に公共政策系の授業科目の充実により、冷徹な目で社会を見据え、問題点を察知しながら、その解決のために法律学を機能的に用いて、社会に生起する未知の問題に対処することのできる人材の養成を可能にしていると言える。

一方で、4年間一貫した学士課程教育が求められる学部教育において、教養教育の改革については、現在全学的な課題として議論されているが、法学部の教育の中でどのような位置づけを持たせるかについては、いまだ積極的な議論はなされていない。既に2008(平

表14 2008 (平成20) 年度カリキュラム 卒業要件単位

■卒業単位数一覧

区 分		単位数					
教 育	基礎セミナー (1年次)	1		16単位			
	ベーシック (1年次)	1					
	情報科目 (情報基礎A、情報基礎B 1年次)	2					
	外国語科目 (必修外国語科目 英語6 初修6)	12					
養 育	教養科目 (学系「人文社会」領域6「社会と規範」のうち、「法学」、「政治学」「経済学」の各分野の科目からそれぞれ1科目2単位、計6単位を含めなければならない)	6		20単位以上			
	外国語科目 (自由選択外国語科目) 社会連携科目 開放科目						
教養教育単位合計		36単位以上					
必 修	基礎演習Ⅰ (1年次)		2	13単位			
	基礎演習Ⅱ (2年次)		2				
	情報処理概論 (2年次)		1				
	演習Ⅰ (3年次)		4				
専 門 教 育	演習Ⅱ (4年次)		4				
専門教育 必修単位合計		13単位					
専 門 教 育	選 択 必 修	法学コース			公 共 政 策 コース		
		ベーシック・クラス		アドバンスト・クラス			
		法学基礎・国際法科目群	6	6		6	
		公法科目群	8	8		8	
		民法法科目群1	10	10		6	
		民法法科目群2	8	8		6	
		紛争解決法科目群	6	6		4	
		刑事法科目群	6	6		4	
		社会法科目群	6	6		6	
		政治学科目群	4	4		6	
		経済学科目群	2	2		4	
		公共政策学・行政企業管理学科目群	2	2		10	
		アドバンスト・クラス科目群				8	
		選択必修単位合計		58		66	60
4年次修得単位 (演習Ⅱを含む)		(10)					
専門教育合計		91単位以上					
合 計		127単位以上					

3年次進級要件単位数 64単位以上

4年次演習Ⅱ履修条件単位数 81単位以上

表15 2008年(平成20)年度カリキュラム 専門基礎科目・専門科目

■専門基礎科目

科目区分	授業科目	単位数			履修年次								CAP 除外 科目	備考
		必修	選択 必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
専門基礎科目	情報処理概論	1							☆					両コースとも全科目必修
	基礎演習Ⅰ	2			☆									
	基礎演習Ⅱ	2						☆						

■専門科目<必修科目>

科目区分	授業科目	単位数			履修年次								CAP 除外 科目	備考
		必修	選択 必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
	演習Ⅰ	4									☆	通年		両コースとも全科目必修
	演習Ⅱ	4										☆	通年	

■専門科目<選択必修科目>

科目区分	授業科目	単位数			履修年次								CAP 除外 科目	選択必修単位
		必修	選択 必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
法学基礎・ 国際法科目群	法学入門	2			○								●	法学コース : 6単位 公共政策コース : 6単位
	法の理論	2						○						
	日本法制史	2										○		
	西洋法制史	2										○		
	外国法	2										○		
	国際法Ⅰ(総論)	2								○				
	国際法Ⅱ(各論)	2										○		
公法科目群	国際機構論	2										○		
	憲法Ⅰ(基本的人権)	4			○								●	法学コース : 8単位 公共政策コース : 8単位
	憲法Ⅱ(統治機構)	4						○						
	行政過程論Ⅰ	4						○						
	行政過程論Ⅱ	2								○				
	行政救済法Ⅰ	2										○		
	行政救済法Ⅱ	2										○		
	租税法	2										○		
地方自治法	2										○			
民事法科目群1	民法総則	4				○							●	法学コース : 10単位 公共政策コース : 6単位
	物権法	2						○						
	債権総論	2								○				
	債権担保法	2										○		
	債権各論Ⅰ(総則・売買等)	2										○		
	債権各論Ⅱ(質貸借・その他)	2										○		
	債権各論Ⅲ(不法行為等)	2										○		
	家族法	2										○		
民事法科目群2	会社法	4								○			●	法学コース : 8単位 公共政策コース : 6単位
	商取引法	2								○				
	手形法・小切手法	2										○		
	保険法	2										○		
	海法・空法	2										○		
	国際私法	2										○		
	国際取引法	2										○		
	知的財産権法	2										○		
紛争解決法 科目群	紛争事例研究	2										○		法学コース : 6単位 公共政策コース : 4単位
	民事訴訟法Ⅰ(判決手続基礎論)	2										○		
	民事訴訟法Ⅱ(判決手続展開論)	2										○		
	倒産法	2										○		
	民事執行・保全法	2										○		
	ADR論	2										○		
刑事法科目群	刑法Ⅰ(総論)	2			○								●	法学コース : 6単位 公共政策コース : 4単位
	刑法Ⅱ(各論1)	2						○						
	刑法Ⅲ(各論2)	2								○				
	刑事訴訟法	2										○		
	刑事政策	2										○		
社会法科目群	雇用関係法	2										○		法学コース : 6単位 公共政策コース : 6単位
	労使関係法	2										○		
	社会保障法Ⅰ(総論)	2										○		
	社会保障法Ⅱ(各論)	2										○		
	経済法Ⅰ(総論)	2										○		
	経済法Ⅱ(各論)	2										○		

科目区分	授業科目	単位数			履修年次								CAP 除外 科目	選択必修単位
		必修	選択 必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
政治学 科目群	政治過程論		2				○							法学コース : 4単位 公共政策コース : 6単位
	政治理論		2				○							
	現代政治論		2									○		
	社会哲学		2									○		
	政治史		2									○		
	外交史		2									○		
	政治思想史Ⅰ(西洋)		2									○		
	政治思想史Ⅱ(日本)		2									○		
	国際関係論		2									○		
経済学 科目群	経済学Ⅰ(経済学基礎・マクロ 経済学)		2				○							法学コース : 2単位 公共政策コース : 4単位
	経済学Ⅱ(ミクロ経済学)		2				○							
	国際経済論		2									○		
	経済政策		2									○		
	経済統計		2									○		
	公共経済学		2									○		
	環境経済論		2									○		
公共政策学・ 行政企業管理 学科目群	現代行政論		2				○							法学コース : 2単位 公共政策コース : 10単位
	公共政策論		2									○		
	行政行動分析		2									○		
	比較政治論		2									○		
	比較行政制度論		2									○		
	コンプライアンス論		2									○		
	マズコミ論		2									○		
	ジャーナリズムの現場から		2				○						●	
	地域政策		2									○		
	金融論		2									○		
経営学		2									○			
アドバンス ト・クラス 科目群	公法特論Ⅰ		2						○				●	アドバンスト・クラス : 8単位
	公法特論Ⅱ		2							○			●	
	民法特論Ⅰ		2							○			●	
	民法特論Ⅱ		2								○		●	
	刑事法特論Ⅰ		2									○	●	
	刑事法特論Ⅱ		2									○	●	

■ <選択科目>

科目区分	授業科目	単位数			履修年次								CAP 除外 科目	備考	
		必修	選択 必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次				
					前	後	前	後	前	後	前	後			
選択科目	外書講読			2								◇			●
	職業選択と自己実現			2				◇							●
	卒業論文			2									◇		●
	インターンシップ			2								◇			●
	特殊講義			2									◇		●
教職科目	哲学概論			4								◇		●	教員免許取得希望者に限る。
	倫理学概論			4								◇		●	卒業要件単位に参入される。
	教育実習			3								◇		●	教員免許取得希望者に限る。
	教職実践演習(高)			2									◇	●	卒業要件単位に参入されない。

- 1) ☆印は選択必修科目、◇印は選択科目を示す。
なお、備考欄に各コース・クラスの選択必修の単位数を示している。
- 2) 3年次と4年次の中間に印のある授業科目は、3年次前期から4年次後期までのいずれかの学期に開講する。
- 3) 単位互換により、他の大学または短期大学において修得した授業科目及び単位は、この表に定める授業科目及び単位として取り扱うことができる。

成20) 年度カリキュラムにおいては、教養科目の中に意識的に法学部の基礎教育を行うための科目設定と単位要件を組み込む改正を行っているが、部分的なものにとどまっております。入学当初の転換・導入教育の時期に学部教育の目的、人材養成目標が十分に反映されているとはいえない状況にある。最先端技術や医療、異文化間の理解と共存、もちろん語学など、法学部の専門教育では十分にカバーしきれない分野について、的確な教養教育によって法学部のバランスの良い人材の育成に資するべく、意識的に全学的な議論に関与す

ることが必要であろう。

2 入試制度

(1) 一般入試と推薦入試

法学部では、共通一次試験及び大学入試センター試験開始時から、それらの共通試験と個別学力検査を組み合わせた入試制度を採用してきた。

2000(平成12)年度入試からは、大学入試センター試験を課さない推薦入試を実施している。推薦入試では小論文と集団面接で選抜を行うが、これは、従来型の入試とは異なり、大学教育(講義)の適性(文章力、理解力)と対話能力を重視した入試方法である。

最近の入試方法の例として2010(平成22)年度入試をみると、募集人員は前期日程試験165名、後期日程試験25名、推薦入試が20名、帰国子女入試が若干名である。

入試科目については、センター入試を利用する前後期入試が、センター入試6教科7科目に加えて、前期入試が国語、外国語、後期入試が小論文の個別試験を実施している。

推薦入試に関しては、推薦書・調査書・志望理由書及び面接の成績により総合的に判定している。判定基準は、集団討論による面接試験が70点以上、かつ、推薦書・志望理由書及び調査書の評価がA・B・Cの3段階の評価のうちC評価でないものの中から面接点の高い順に合格者を決定している。集団面接の方式は、事前に50分間配付資料を読んだ後に、6名から8名のグループに分かれて集団討論を60分間行っている。選考の基準は、法学部のアドミッション・ポリシーに記載している能力・資質について判定しているが、集団討論は、勝ち負けを重視するディベートではなく、議論の双方向性を重視した総合的な討論ができていくかどうかという点を重視している。

(2) 3年次編入学試験

多様な人材の入学を奨励するとの観点から、1997(平成9)年度には3年次編入学試験を試行的に実施し、2000(平成12)年度からは10名を定員化した。3年次編入試験は、例えば高等専門学校や短期大学の卒業生、ほかの4年生大学の在學生や卒業生などで、法学部教育を受けたいと考えている者に広く門戸を開こうとするものである。選抜方法は小論文、面接、健康診断書及び出願書類を総合的に評価するというやり方であった。1997(平成9)年度と1998(平成10)年度には外国語の試験を課していたが、1999(平成11)年度からは外国語は試験科目から外された。これは、編入学生は大学等で既に2年間の外国語教育を受けており、むしろ3年次編入試験では学習意欲、問題関心、目的意識などを重視すべきであるとの判断により、外国語の試験を課さないこととした。

3年次編入で入学した学生には多様な学習歴、旺盛な学習意欲と明確な目的意識を持つ者が多い反面、2年間で卒業要件単位を修得しなければならないという条件があるため、一般選抜による学生とは異なった教育的配慮が必要と考えられ、既修得単位の認定、入学時の特別な履修指導等、入学後の個別的な相談・助言・指導などが行われ、当初は入学後の単位修得状況、卒業後の進路状況とも良好であった。

ところが、3年次編入試験制度が一般的になるにつれ、3年次編入試験を安易な一般試験の回避手段として用いる者が現れはじめ、3年次編入試験を専門とする受験予備校などの出現により、当初の理想とは異なる受験者が増加した。そのような状況に対処するために、平成9年度入試(1996年実施)からは入試科目に英語を復活させるなどしたが、目立っ

た効果はなかった。

現在も3年次編入試験は継続しているが、廃止を含めて抜本的な改善策が求められている。

(3) アドミッション・ポリシーの策定

入試方法の多様化、改善と並んで、法学部に適した人物像を公表することにより、入学者と学部とのミスマッチングを防ぎ、明確な問題関心、目的意識を有する学生を求めるためには、アドミッション・ポリシーの確立が必要であった。

国立大学の法学部の中では後発の本学部では、発足当初から、特にカリキュラム等の教育体系の確立を通して、旧帝大系の法学部などとの差別化を図ることにより、本学部独自の法学部像を打ち立ててきた。近年のアドミッション・ポリシーの確立にはそのような努力の痕跡が十分に反映されていると言える。

現行のアドミッション・ポリシーは

- ①法学、政治学、経済学を学ぶ上で必要な中等教育における幅広い基礎学力をもっている人
- ②他者・社会・公共への関心をもち、他人の異なった意見に謙虚に耳を傾ける人
- ③自分の頭で柔軟かつ論理的にものを考え、率直に議論・対話できる人
- ④公正・公平を追求する心、地域的及び国際的な感覚をもっている人である。これらのアドミッション・ポリシーは、法学部の教育目的、人材養成目標と密接に関連しており、各種の入試説明会、オープンキャンパス、学部主催の体験入学等で、高校生及び高校教員等に対して積極的にこれを公表して理解に努めている。

各方式の入試ごとのアドミッション・ポリシーとの関連を大まかに捉えると、一般入試が①の基礎学力を主に見て、更に後期入試では、小論文試験において③の前半の自分の頭で柔軟にかつ論理的にものを考えるという資質を主に見る傾向がある。推薦入試の集団討論では、②～④の資質をより重く評価する傾向にある。

3 卒業後の進路

民間企業に関しては、学校推薦制度のあった学部開設当初は、就職選考委員による企業訪問を実施して、採用の依頼、情報収集等を行っていた。1997(平成9)年の就職協定廃止以降は、特に文系については学校推薦制度をとる企業は少なくなり、最近では学生がエントリーシートを企業に提出して面接等を行った上で採用を決定する方式が定着してきている。

近年の本学部の進路動向について、例として2007(平成19)～2009(平成21)年度の3年間を見ると、進路の分野別割合は平均で民間60%、公務員29%、進学11%となっている。29%が公務員となるのは、岡山大学法学部や金沢大学法学部などと並んで、全国で最も高い比率であり、近年の厳しい就職環境の中では、公務員に強い学部だといえることができる。熊本大学から公務員に進む者のうち半数が本学部卒業者である。また、国家公務員と地方公務員の割合は3:7程度である。

民間企業に就職する者については、分野別で見ると、マスコミ・情報通信・商社が14%、金融・保険が28%、製造業が21%、サービス・運輸・流通・医療が16%となっている。

地域別では、首都圏・関西圏などの九州以外の地域で勤める者は2割程度である。

本学部は、近年、全国の法学部の中で最も女子の比率が高い学部の1つとなっているが、過去3年平均で大手企業に総合職として採用された者の男女比はほぼ半々で、女子の就職についても遜色がない（小林哲夫『ニッポンの大学』講談社 現代新書、2007年）。

また、キャリア教育として教育の項でも触れたように、本学部はインターンシップに力を入れているが、導入以来インターンシップの受け入れ先の開拓等を積極的に行った結果、受け入れ先、参加者ともに大幅に増加しており、学部が用意するインターンシップ枠と参加者数は熊本大学の全学部の中で最も多い。入試情報企業のデータによると、2009（平成21）年度、インターンシップ参加者数で、本学部は国立大学中1位となっている。その中でも、3年生200名中80名ほどが本学部との提携先でインターンシップを行っている。具体的な提携先は、熊本県庁・熊本市役所・NTT西日本・熊本日日新聞社・RKK熊本放送・肥後銀行・熊本ファミリー銀行・熊本県弁護士会・熊本県司法書士会である。

4 学生の福利・厚生

(1) 授業料免除・奨学金

授業料免除は「熊本大学授業料免除選考に関する取扱要領」ほかの規則に基づき全学制度の枠内で行われている。奨学金に関しては日本学生支援機構、地方公共団体、企業等の奨学金が利用されているが、法学部独自の制度はない。

(2) 学部行事

法学部の行事は、「新入生合宿研修」「スポーツ大会」「卒業祝賀会」がある。いずれも学生の自主的な組織である「法学部行事実行委員会」が運営している。

新入生合宿研修は、1983（昭和58）年以來5月又は6月に2年次生を対象として「法学部厚生補導特別企画合宿研修」として1泊2日の日程で、各種の講演・講話、グループ交流、スポーツ交流等が行われていたものを、1988（昭和63）年以來、新入生の大学生活に関するオリエンテーションと友達作りを目的とするものに変更して現在に至っている。例年、90%以上の新入生、2年次生以上の学生30名程度、教員20名程度が参加して、グループ交流、上級生・教員との対話、スポーツ交流等を行っている。当初は開催予算の一部を全学からの厚生補導費によって賄っていたが、2009（平成21）年度以降、予算措置を受けられなくなったため、後述する法学部生と教員で組織する法学部教育研究振興会及び学生の父母で組織する法学部後援会からの補助と学生の自己負担のみで開催せざるを得なくなっている。

スポーツ大会は、従来体育祭とソフトボール大会を行っていたものを、1992（平成4）年より春季（5月）と秋季（11月）にそれぞれ2日間にわたって、ソフトボール・ミニバレー・ミニサッカー・バドミントン等の競技を行っている。

卒業祝賀会は卒業式の後、法学部の学位記授与式の後に行われる立食のパーティーで、従来は熊本市内のホテルを会場として参加者の会費で行われていたが、最近は学内のくすの木会館のレセプションルームで法学部教育研究振興会及び後援会の予算で開催されている。

(3) 課外活動

法学部学生の自主的組織としては、「法学部行事実行委員会」「志法会」「熊法会」がある。

法学部行事実行委員会は、上述の学部行事の実行をはじめ、その他の学部行事で学生の参加、助力が必要なものについて、教員を補助してさまざまな場面で活躍している。そのほか、昨今の学生同士の関係が疎遠になる傾向の中で、法学部生同士のつながりを保つための自主的な活動を行っている。会員は、新入生からは基礎演習Ⅰの各クラスから代表を1～2名選出して委員とするが、2年次以降は自由参加である。全体で例年30名程度の部員で構成されている。

「志法会」及び「熊法会」は旧司法試験時代に司法試験受験希望者が自主ゼミを行っていたものが固定のサークル化したものである。活動内容は、志法会は先輩学生が、後輩学生の基本的な資格試験、公務員試験等の学習をゼミ形式でサポートしている。熊法会は、資格試験等の学習を超えて広く社会問題一般の法的視点からの検討をゼミ形式で行っている。両サークルに対しては、法学部としてはサークル室の使用を認め、顧問の教員をつけているが、自主的な運営を尊重して顧問の教員等が直接指導にあたることはない。

第2項 教育・研究体制

1 教員組織

法学部が創設されてから2学科制に移行する1997(平成9)年3月まで、本学部では、公法・民法法・刑事法・社会法・基礎法学・政治学・経済学の7大講座が置かれ、それぞれに一定数の教育科目(教授の定員数に一致する)と、更に具体的な講義科目の名称でもある授業科目が配置されていた。これらの授業科目に係る講義及び演習並びに講読の授業を、学部の教授、助教授及び助手の教員組織(定員の合計は49名、ただし臨時定員2名を含む)が担う体制がとられていた。

それぞれの大講座に配される教育科目及び授業科目は、発足後必要に応じて変更がなされてきた。授業科目数は、法学部発足当時の59から74へとかなり増加している。

このように、教育科目と授業科目は、少しずつではあるが手直しされてきているが、教員組織でありかつ研究組織でもある大講座の編成は、1987(昭和62)年から1988(昭和63)年にかけて学生定員の臨時増員に伴う臨時定員2名の増員、1991(平成3)年度定員削減1名があっただけで基本的には変化はない。しかしながら、上述のような大学を取り巻く状況の中で、講座(大講座)編成や授業科目の編成は不都合を生じる部分もあった。

1993(平成5)年10月に実施された学部の教授・助教授全員に対する「法学部の教育についてのアンケート」ではそのような意識を持つ教員が多かったことが示されており、講座間の定員の大小の見直し、実験講座の設置、講義科目の減少による教員の負担の軽減、外国人・女性・実務家の教員登用の必要性などが指摘されていたが、中でも欠員が13(臨時定員2の欠員を除いても11)という教員定員充足率の悪さは多くの教員が指摘するところであった(アンケート結果は、熊本大学法学部「変革の中の法学部教育－その現状と改革の試み－」(1994年5月)に掲載)。教員定員充足率は、2学科制移行前最終年度の1996(平成8)年度には73.5%であった。

1997(平成9)年の教養部の廃止に伴う教養部所属の教員の異動と法学部の2学科制への移行に伴い、教員定員は59名となり、うち法学科に29名、公共政策学科に30名が配属さ

れた。旧教養部から法学系1名、政治学系1名、経済学系1名、地理学系1名、語学系5名の計9名の教員が配置替えとなり、更に新たに外国人教師1名を迎えた（同措置の完成年度である2000年10月1日時点での教員定員充足率は86.7%であった）。

2学科制移行後は、定年あるいは転出教員を上回る数の新任教員を採用する努力を行い、教員充足率は上昇した。その後、法科大学院設置に伴って1学科4大講座に再編成し、教員定員は31名となった。法科大学院への配置替え等によって一時かなりの空きポストが生じたが、その後の積極的な採用人事によって、現在ではほぼ充足しており、教員の異動、退職による一時的な欠員も早急に補充する努力を行っている。ただし、既述のように、法律系全体の研究者の人材不足、地域的な不利さ、全学の求める人事プロセスが法学部の実情に適合していないことなどから、欠員の補充には大きな困難が伴っている。

法学部における教員の採用及び昇任の選考は、教育公務員特例法第4条の規定に基づいた熊本大学教員選考基準によるほか、法学部教員選考規則、法学部外国人教員の任用等に関する規則、法学部人事委員会内規、法学部講座編成等に関する了解事項の各人事に関する規則に基づき実施されており、学部内の人事委員会が毎年度当初、①人事計画策定にあたっての基本方針、②前年度人事計画の実施結果、③本年度人事現況、④本年度人事計画、⑤中期人事計画を含む人事計画を策定して教授会に報告し、その方針に基づいて当該年度の人事を策定している。

教員の採用は、原則として公募による選考を行うものとし、選考基準は、教員として優れているべきことを、業績、人格、学歴、職歴、その他必要な調査（面接など）によって判断している。

選考の手順は、教授会への発議、選考委員会の設置と同委員会による選考、教授会への報告、教授会での候補者内定というプロセスで実施している。

2 研究

(1) 研究支援体制

法学部では、旧法文学部時代から独自に法学部図書室を設け、研究用図書・資料を、学部の財政的・人的・空間的資源を割いて共同管理・運営してきた。法学部図書室を管理する法学部研究事務室は、図書管理や予算関係業務を中心として教育研究に関わるさまざまな業務を行っており、それが研究支援の機能を果たしてきた。

もっとも、スタッフの人数に比して図書業務の量が多大であり、また予算関係業務も増大、煩雑化してきたため、他の教育研究支援がほとんどできないという問題点も生じた。また、法学部図書室は附属図書館の分館ではないこともあり、図書の分

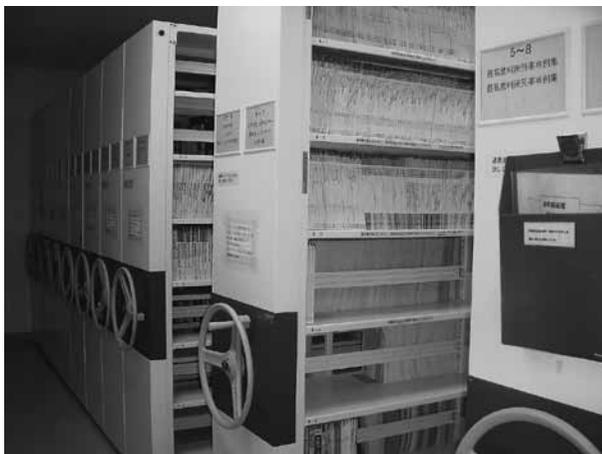


写真2 法学部図書室

散管理などさまざまな制約から生じる問題を抱えてきた。また、毎年の図書の増加による管理スペース不足の問題も大きかった。

2001(平成13)年度までに図書の大半を附属図書館に移管し、法学部では雑誌、判例等(一部図書を含む)の一元的管理を行うようになり、旧法文学部以来続いてきた図書の分散保管の不便は解消した。また、2009(平成21)年度までに行われた文・法学部棟の改修工事の際に若干のスペースを書庫として増設したものの、資料の増加にはとうてい追いつけない状況にある。

一方、研究事務室の業務は、図書の発注・配架・管理、レファレンス、貸出しなどの利用手続等の図書館業務のみならず、学部教員の研究論文を掲載する紀要である『熊本法学』、『熊本大学法学部人文社会論集』に関する発注・納品、学内配布などの業務、他大学との紀要交換にも及ぶ。また、予算委員会のもとで教育・研究予算管理の実務も行っており、近年特に予算関係の業務が増大している。予算の学部共通部分と各学部教員への配分部分のすべてを取り扱い、研究教育用備品等の購入手続業務や残高管理等、学部教員が利用する複写機の管理・利用支援、研究教育用の消耗品の管理なども行っているため、慢性的な人手不足を招いてきた。

(2) 研究発表状況

①『熊本法学』『熊本大学法学部人文社会論集』の発行

法学部では、教員と学部学生、大学院生が会員となる熊本大学法学会が組織されており、学部紀要として1964(昭和39)年以降『熊本法学』、1999(平成11)年以降『熊本大学法学部人文社会論集』を発行している。

『熊本法学』は原則として年に3号発行されている。特に社会文化科学研究科及び法科大学院設置に伴う学内業務の繁忙期には発行号数が著しく減少したが、近年は着実な発行を行っている。『熊本法学』の1991(平成3)年以降の発行実績は表16の通りである。

表16 『熊本法学』発行状況

発行年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	総計
発行号数	68-71	72-75	76-78	79-82	83-86	87-89	90-92	93-95	96-99	97-98	99	100-103	104-105	106-107	108	109-110	111-113	114-116	117-119	120-122	
発行回数	4	4	3	4	4	3	3	3	1	2	1	4	2	2	1	2	3	3	3	3	55
論説	17	15	7	14	12	10	8	8	1	5	2	14	2	6	3	3	16	14	19	13	189
研究ノート	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	9
翻訳	0	0	1	3	2	2	2	1	1	0	0	0	1	3	2	3	0	0	3	2	26
判例研究	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	9
資料	2	0	2	0	3	3	1	0	0	1	1	6	2	0	1	0	1	1	1	2	27
その他	0	1	0	0	0	0	2	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	2	3	1	24
合計	20	17	13	19	17	16	13	11	3	9	4	22	7	11	7	9	20	19	28	19	284

『熊本大学法学部人文社会論集』は主に法律・政治・経済系以外の教員の研究発表の場として発行されてきたが、人文社会系の教員の多数が大学院社会文化科学研究科に配置替えになっていることから、近年寄稿がほとんどなくなっており、数年来発行がない。『熊本大学法学部人文社会論集』の発行実績は表17の通りである。

表17 『熊本大学法学部人文社会論集』発行実績

発行年度	1998	2000	2001	2002	2005	2007	総計
発行号数	創刊号	2	3	4	5	6	
発行回数	1	1	1	1	1	1	6
論説	3	2	1	1	5	3	15
研究ノート	0	1	2	0	1	0	4
翻訳	1	0	1	1	0	0	3
判例研究	0	0	0	0	0	0	0
資料	0	0	0	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	3	4	2	7	3	23

法学部教員による国際・国内学会、研究会での研究発表、外部の雑誌等での論文等の発表は例年多数に上るが、紙幅の都合で割愛せざるを得なかった。

②『熊本大学法学会叢書』

熊本大学法学会は『熊本大学法学会叢書』を発行して、法学部教員の著書、学部における共同研究の成果の公表を行っている。既刊のものは表18の通りである。

また、法学部教員が主体となったプロジェクトとして、「熊本大学地域連携フォーラム」が2003（平成15）年から催され、その実績をもとに『地域連携フォーラム叢書』が刊行されている。

表18 『熊本大学法学会叢書』（いずれも発行は成文堂）

No.	タイトル	著者	発行年月
1	日本社会主義史研究	岡本宏	1988年1月
2	行政手続法の研究	海老澤俊郎	1992年1月
3	十九世紀ドイツ私法学の実像	赤松秀岳	1995年3月
4	近代日本の東アジア政策と軍事	大澤博明	2001年3月
5	時代転換期の法と政策	中村直美・岩岡中正編	2002年1月
6	持続可能な地域社会の形成	上野真也	2005年1月
7	法化社会と紛争解決	吉田勇編著	2006年1月
8	パターナリズムの研究	中村直美	2007年5月
9	紛争解決システムの新展開	吉田勇編著	2009年11月
10	法と政策をめぐる現代の変容—熊本大学法学部創立30周年記念	山崎広道編著	2010年3月
11	対話促進型調停論の試み	吉田勇	2011年3月
12	イギリスの自白排除法則	稲田隆司	2011年8月

表19 『熊本大学地域連携フォーラム叢書』（いずれも発行は成文堂）

No.	タイトル	著者	発行年月	法学部著者
1	女と男の共同論	山中進編	2003年3月	岩岡、鈴木、小名木、山下
2	地域を創る	山下勉編	2004年3月	佐藤、朝田、大江、山崎、林(勝)、山下
3	グローカリズムの射程	大江正昭他編著	2005年3月	岩岡、鈴木、山崎、山下
4	「近代」と「他者」	伊藤洋典編著	2006年3月	伊藤、森、岩岡

③学部主催のシンポジウム等の開催状況

法学部主催のシンポジウム等の概要は表20の通りである。

表20 法学部主催のシンポジウム等一覧

年 月	シンポジウム等一覧
1985年11月	第20回国立大学法学部教育課程シンポジウム
1998年1月	第1回熊本大学法学部主催公開シンポジウム「地域政策を考える—環境と福祉」
11月	第2回熊本大学法学部主催公開シンポジウム「医療と人権—新しい生命倫理を求めて」
1999年11月	熊本大学法学部創立20周年記念公開シンポジウム「国際支援に向けて今何ができるか—法・人権・環境をめぐる」
12月	熊本大学法学部創立20周年・熊本法律研究会創設20周年記念シンポジウム「地方において法科大学院は必要か」
2000年	シンポジウム「21世紀の法曹養成—地域・市民のための法科大学院をめざして」 国際シンポジウム「アジア連携ツーリズムと地域再生」(地域連携フォーラム) シンポジウム「男女共同参画社会」(地域連携フォーラム) シンポジウム「住民参加による生物多様性社会」(地域連携フォーラム)
2002年3月	法学部公開シンポジウム「構造改革と地域経済—地域経済の自立を考える」
2005年3月	シンポジウム「21世紀の法学教育」(於韓南大学(共催))
11月	シンポジウム「地方分権と民主主義の将来(日仏比較)」
12月	シンポジウム「市民から見た裁判員制度—市民と法曹の対話」
2006年2月	「ADRシンポジウム」
9月	「日中韓ADRシンポジウム」
2007年2月	シンポジウム「熊本都市圏の活性化を考える」 シンポジウム「法化社会におけるADRの意義—ADRの日米比較」 シンポジウム「石牟礼道子の世界」
2009年1月	シンポジウム「地域における紛争解決と市民参加」
3月	シンポジウム「韓国と日本の司法過疎の現状と課題」(於韓南大学(共催))
2011年1月	シンポジウム「大学に求められる人材育成とは—大学で何を学び、何を身につけるか」
5月	シンポジウム「日韓における最近の憲法問題」

(3) 国際交流

学部設置当初は、文部省の学生国際交流制度を利用した留学生派遣が毎年1、2人程度で、学部レベルの国際交流は必ずしも盛んとはいえなかった。

近年、法学部と他大学間の協定を締結した交流が始まっている。まず、中国の華東政法学院との間で1999(平成11)年3月に学術交流に関する協定書を締結した。この協定は、両大学間で、法学・政治学・経済学の分野での情報交換と共同研究を行うものとされている。同大学とは、本学部から毎年夏期休暇中に短期の語学研修生を派遣し、留学生の交換を行うなどの関係がある。

同様の協定が韓国の韓南大学校法科大学との間で2001(平成13)年に締結された。同大学との間では、交流協定に先立つ2年前から例年、共催のシンポジウムを開催しており、留学生の交換、教授の招聘研究等を行うなど密接な関係にある。

両大学との交流を基礎として、2006(平成18)年9月30日には「日中韓ADRシンポジウム」を本学で開催した。

3 組織・管理運営

(1) 運営体制

1991(平成3)年の大学設置基準改正以来、法学部では運営組織の改革を続けてきた。

改革の主な目的は、学部長のリーダーシップの発揮と合理的で効率的かつ責任ある政策立案・執行体制の確立にあった。そのような観点から、特に1999(平成11)年度から2000(平成12)年度にかけて、新たな学部の政策立案のための機関の新設、委員会制度、教授会の審議方法、人事の進め方などについて改革が行われた。

まず、学部長の権限について、学部長は議長として教授会を主宰し、その企画提案機能及び各種委員会の委員長と委員を推薦する機能が強化された(関連規則)。

教授会は専任の教授・助教授・講師によって構成されるが、教授人事に助教授及び講師は加わることができないものとされた(関連規則)。

1999(平成11)年度に、学部長が指名する学部長の諮問機関的な役割を果たす「改革会議」が設けられ、2000(平成12)年度には「改革推進会議」に発展させ、学部の正式な機関として位置づけた。構成メンバーは学部長、評議員2名に学部長指名の委員6名(教授4名、助教授2名)であった。改革期であることを意識して、「改革」という名称を冠したが、学部全体の将来を視野に入れた企画・運営のための機関として位置づけられていた。

改革推進会議の審議事項は多岐にわたり、学部・大学院の基本方針に関する企画・立案、予算・概算要求、規則・ガイドラインの制定、研究・教育に関する企画・立案などに及んだ。

発足以来の具体的審議事項は、各委員会の審議事項のうち、特に学部運営にとって重要と思われる事項(人事の改革・促進、修士課程改組、博士課程設置、法科大学院、教育改革、国際交流、入試改革、進路支援、学部長選挙細則の改正など)から全学的な重要事項(生涯学習センターの設置、熊本大学のあり方、独立行政法人化への対応など)にわたっていた。ここでの議論は、その都度、各委員会の審議・執行や教授会での審議、学部長の業務執行などに反映された。

しかし、各メンバー、特に会議を主宰する学部長の多忙により、会議の日程が組めない、あるいは会議の時間が細切れになるなど、十分な話し合いの時間がとれないことが多く、大学の独立行政法人化以降は、学部長及び2名の副学部長による不定期の会合によって同様の役割が果たされている。

2000(平成12)年度には従来の各委員会を統廃合し、予算・人事・教務・入試・進路支援・学生・情報・国際交流・評価・広報・地域連携・大学院・研究教育支援・課外講座の14の常置委員会と大学院博士課程設置・法科大学院構想検討・教育改革の3つの特別委員会を置くことになった。委員会は実質的審議機関として権限強化され、審議委任事項が明確化されることになった。委員長は原則として教授の中から選任(主に学部長推薦)されることとなった。

2004(平成16)年度以降は大学の法人化に伴う委員会業務の簡素化により、常置委員会のうち互いに関係の深い教務と学生、広報と情報、地域連携と国際交流の各委員会は統合され、新たに近年重要性が高まっているFD(ファカルティ・ディベロップメント)に関する委員会が新設された。また、課外講座委員会と3つの特別委員会は当面の役割を終えて廃止された。2010(平成22)年には、法学研究科の社会文化科学研究科博士前期課程への発

展的解消に伴い、大学院委員会も廃止された。

2000（平成12）年度以降、各委員会の委員長が学部全体にわたって自らの委員会業務の位置・重要性を認識し、同時にほかの委員会からの意見・要望を聞いて学部運営の一体性を図るとの目的で委員長会議が設置されたが、改革推進会議と同様、頻繁な会議開催が困難であり、十分な機能が発揮できなかつたため廃止され、その機能は、現在、迅速性を要する案件については学部長と副学部長による執行部の不定期の会議で、各委員会の学部全体の位置づけ・方向性についての検討は教授会で、それぞれ審議されている。

（2）教育・研究環境

法学部が位置する黒髪北地区キャンパスは旧制第五高等学校以来の敷地にあり、五高以来の建造物や自然環境が醸し出す独特の歴史的教育・研究環境に恵まれている。旧制五高本館周辺は、熊本大学全体のシンボルゾーンとして外構の整備が続けられてきた。その一方で、教育・研究に使用される建物等の整備は、再開発が早期に着手されて投資の進んだ黒髪南地区、本庄地区と比べて大きく立ち遅れており、外観上も有効面積上も不備の感が否めないものである。



写真3 文・法学部棟外観

法学部は、開設当初から、旧法文学部棟を文・法学部棟として文学部と共用してきた。文・法学部棟本館は1969（昭和44）年の建築からかなりの年月が経っており、老朽化が激しく、危険で手狭であることから、社会文化科学研究科及び法科大学院設置の際に共同で新築する案もあったが、結局実現していない。耐震診断の結果、本館の耐震補強等が必須となったため、2008（平成20）年度から3年間をかけて耐震及び内装・外装の改修工事を行った。



写真4 A-2大講義室

法学部教員の研究室のほとんどが所在する文・法学部棟南館は、その際に改修の必要がないと判断されたため、1979（昭和54）年の建築以来老朽化した建物を雨漏りや壁の穴の補修を行って使用している。

教室に関しては、法文学部分離当初は、文・法学部棟にあった大教室（6室）・中教室（12室）・小教室（12室）を文学部と共同

で使用していたが、1997（平成9）年の教養部の廃止により、旧教養部棟（現全学教育棟）の教室も利用できるようになり、現在文・法学部棟で教室に使用しているのは大教室6室のみである。

教養部廃止に伴い、教室は全学教育棟が使用できるようになったものの、旧教養部所属の教員の配置替えにより法学部、文学部に配属された教員の研究室は文・法学部棟に移ることになり、また、その後の教員の欠員補充による研究室増設の必要性もあって、慢性的なスペース不足は解消しなかった。

後の社会文化科学研究科及び法科大学院の設置により、スペース不足は更に深刻化した。それぞれの大学院生用には自習室として用いられるプレハブ造りの建物が建設されたが、教育・研究のためのスペースは新設されることなく、文・法学部棟を改装することによって捻出されたため、従来、学生の休憩・自習用のスペースとして用いていた部分が割かれることになった。

2008（平成20）年度からの改装に伴い、両大学院が使用していた部分の一部が全学教育棟に移ったため、そのスペースを用いて自習室・自主ゼミ室3室・リフレッシュルーム・学生ロビー等を整備し、法学部図書館の書庫の増設も行ったが、慢性的なスペース不足は解消していない。

情報設備は、1993（平成5）年度に学内LANのためのケーブルやコンセントなどの基本整備が行われて以来、全学ベースの整備の際に必要な設備が行われている。学生が利用できるコンピュータ端末は、全学教育棟のコンピュータ室、附属図書館に設置のものが利用可能であるが、学生から要望の多い学部専用の端末については、スペースと管理の問題から実現していない。

視聴覚設備については、各教室にビデオ・液晶モニター・プロジェクタ・オーバーヘッドプロジェクタ等の設備が設置されている。



写真5 学生自習室



写真6 リフレッシュルーム

表21 法学部年表

年 月	事 項
1949年 5月	熊本大学法文学部（法学科・哲学科・史学科・文学科）設置
1953年 4月	法学科学生定員100名・6講座・教官定員12名
1958年 4月	熊本大学武夫原会（熊本大学法文学部、後に法学部及び文学部同窓会）発足
1958年 4月	熊本大学法文学専攻科設置
1963年 4月	熊本大学法学会設立
1964年 7月	法学部研究誌『熊本法学』創刊号（熊本大学法学会）発行
1966年 4月	法文学部本館新館工事着工（～1969年）
1967年 4月	法文学部法学科学生定員150名・12講座・教官定員24名
1972年 3月	熊本大学法文学専攻科廃止
4月	熊本大学大学院法学研究科修士課程（法律学専攻）設置
1974年 4月	法文学部法学科学生定員240名・14講座・教官定員28名
1979年 4月	熊本大学法文学部を廃止し、文学部及び法学部（法律学科）設置
1985年 5月	法学部組織会による法学部学生の意識調査（『熊本法学』51・52号（1987）に掲載）
1989年 4月	法学部カリキュラムに関する改革（第1次）発足
11月	熊本大学法学部創立10周年記念式典及び祝賀会挙行
1992年 4月	文系博士課程設置委員会及び同専門委員会の設置
1993年 1月	報告書『大学設置基準の改正に伴う法学部教育の見直し』
4月	法学部カリキュラムに関する改革（第2次）発足
1994年 4月	法学研究科修士課程の改革（第1次）実施
4月	法学部将来構想委員会設置
5月	報告書『変革の中の法学部教育—その現状と改革の試み—』
10月	法学部将来構想委員会専門委員会設置
1996年 7月	報告書『法学部の教育・組織改革』
1997年 3月	熊本大学教養部廃止
4月	熊本大学法学部法律学科を法学科及び公共政策学科に改組。学生定員250名・6大講座・教官定員59名
4月	法学部3年次編入学試験試行
1998年 4月	法学部教育検討委員会発足
4月	法学部インターンシップ制度発足
8月	熊本大学法学部『第1回授業評価報告書』
1999年 3月	華東政法学院（中国・上海）との国際交流協定締結
3月	法学部研究誌『人文社会論集』創刊号刊行
4月	法学研究科修士課程の改革（第2次）実施
4月	法学部研究教育振興会による学習支援事業発足
10月	法学部教育検討委員会主宰によるファカルティ・ディベロップメント（Faculty Development）活動開始
1999年10月	熊本大学武夫原会（熊本大学法学部・文学部同窓会）50周年記念祝賀会挙行
11月	熊本大学法学部創立20周年記念式典及び祝賀会挙行
11月	外部評価（第三者評価）実施
2000年 4月	法学研究科2専攻制へ移行
2001年 8月	韓国韓南大学校法科大学院と交流協定締結
2003年 4月	キャリアアップ講座実施
11月	法曹養成研究科設置認可
2004年 4月	法学科1学科制へ移行
	法学研究科1専攻制へ移行
	法曹養成研究科設置
2006年 9月	「日中韓ADRシンポジウム」開催
2008年 4月	大学院社会文化科学研究科博士前期課程・後期課程開設

表22 歴代法学部長一覧

氏名	在任期間	在任年数
鎌田 浩	1979年4月1日～1981年3月31日	2年
宮内 竹和	1981年4月1日～1985年3月31日	4年
植村啓治郎	1985年4月1日～1987年3月31日	2年
岡本 宏	1987年4月1日～1989年3月31日	2年
富樫 貞夫	1989年4月1日～1991年3月31日	2年
江藤 孝	1991年4月1日～1995年3月31日	4年
清正 寛	1995年4月1日～1999年3月31日	4年
中村 直美	1999年4月1日～2001年3月31日	2年
吉田 勇	2001年4月1日～2003年3月31日	2年
良永彌太郎	2003年4月1日～2005年3月31日	2年
吉田 勇	2005年4月1日～2007年3月31日	2年
山崎 広道	2007年4月1日～ 現在	

表23 歴代法学部教員一覧

氏名	講座	担当分野	本学任用日	任用時の職名	助(准)教授 昇任日	教授昇任	最終在籍日	転出先
西口 進	政治学	政治学	1949年7月1日	助教授		1976年6月1日	1986年3月31日	定年退官
石塚 杉男	経済学	経済学	1952年11月1日	講師	1955年3月1日	1969年4月1日	1983年3月31日	定年退官
鎌田 浩	基礎法学	日本法制史	1959年5月1日	助教授		1967年11月1日	1982年3月31日	専修大学
森脇 庸太	公法	国際法	1962年2月16日	助教授		1968年12月1日	1983年3月31日	帝京大学
富樫 貞夫	現代法	民事訴訟法	1962年11月16日	講師	1966年1月1日	1976年6月1日	1999年3月31日	定年退官
尾上 実	公法	行政法	1963年4月1日	講師	1965年10月16日	1971年8月16日	1981年3月31日	定年退官
宮内 竹和	民事法	民法	1965年5月16日	助教授		1972年7月16日	1987年10月2日	逝去
田中 久智	刑事法	刑法	1967年4月1日	助教授		1971年7月16日	1995年3月31日	定年退官
植村啓治郎	民事法	商法	1968年4月1日	助教授		1971年11月16日	1997年3月31日	定年退職
竹内 重年	公法	憲法	1968年9月1日	講師	1969年6月1日	1976年6月1日	1996年3月31日	明治大学
荒井 勝彦	経済学	経済学	1969年4月1日	助手	1974年9月1日	1984年4月1日	1996年3月31日	熊本学園大学
清水 一行	社会法	労働法	1969年4月1日	助教授		1976年6月1日	1993年1月27日	逝去
森 光昭	法文化論	ドイツ語	1970年4月1日	講師 (教養部)	1972年4月1日	1980年5月1日	2011年3月31日	定年退職
中村 直美	基礎法学	法哲学	1971年4月1日	講師	1975年4月1日	1984年4月1日	2008年3月31日	定年退職
浦本 寛雄	民事法	民法	1971年7月1日	助教授		1978年10月16日	1978年3月31日	西南学院大学
篠倉 満	刑事法	刑事訴訟法	1969年4月28日	助教授	1972年4月28日	1995年9月1日	2003年3月31日	定年退官
若曾根健治	基礎法学	西洋法制史	1973年4月1日	講師	1975年3月	1984年4月1日	2009年3月31日	定年退職
北川 浩治	法文化論	哲学	1973年5月1日	助手 (教養部)	1975年8月1日	1983年2月1日	2005年3月31日	定年退職
大江 正昭	市民法学	憲法	1974年4月16日	助手 (教養部)	1987年4月1日	1997年4月1日	2007年3月31日	熊本学園大学
岩根 徹	経済学	経済学	1975年4月1日	講師	1978年4月1日		1987年9月30日	帝塚山大学
嘉野 隆太	法文化論	ドイツ語	1975年5月1日	講師 (教養部)	1986年6月1日		2005年3月31日	定年退職
大住 圭介	経済学	経済学	1976年4月1日	講師 (教養部)	1978年11月1日		1986年3月31日	九州大学
木村 宏恒	政治学	国際政治	1976年11月1日	講師	1981年1月1日	1990年11月1日	1992年3月31日	名古屋大学
平井 勝彦	社会法	社会保障法	1977年2月16日	講師			1982年9月30日	退官
正井 章作	民事法	商法	1977年2月16日	講師	1981年1月1日		1987年3月31日	姫路獨協大学
海老澤俊郎	公法	行政法	1979年4月1日	助教授		1984年4月1日	1997年3月31日	定年退職
矢澤 昇治	民事法	国際私法	1979年4月1日	講師	1981年4月1日		1986年3月31日	専修大学
岡本 宏	政治学	政治史	1980年4月1日	教授			1993年3月31日	定年退職
清正 寛	社会法	労働法	1980年4月1日	教授			2000年3月31日	法政大学
中村 秀次	刑事法	刑法	1977年4月1日	講師	1981年1月1日	1992年7月1日	2004年3月31日	法曹養成研究科
吉田 勇	基礎法学	法社会学	1979年4月1日	講師	1981年2月1日	1989年7月1日	2008年3月31日	社会文化科 学研究科
稲葉 馨	公法	行政法	1981年4月1日	講師	1983年7月1日		1992年9月31日	法政大学

氏名	講座	担当分野	本学任用日	任用時の職名	助(准)教授昇任日	教授昇任	最終在籍日	転出先
岩岡 中正	政治学	政治思想史	1980年1月1日	講師	1981年4月1日	1990年11月1日	—	—
江藤 孝	刑事法	刑法	1981年4月1日	教授			1999年3月31日	志学館大学
宮川 知法	民事法	倒産処理法	1982年4月1日	講師	1984年5月16日		1988年9月30日	大阪市立大学
山中 進	政策分析	地理学	1982年8月1日	助教授 (教養部)		1990年2月1日	2002年3月31日	社会文化科学研究科
北村 泰三	公法	国際法	1982年9月16日	講師	1984年8月16日	1993年11月1日	2004年3月31日	中央大学
山中 至	基礎法学	日本法制史	1983年4月1日	講師	1984年10月16日	1993年5月1日	2004年3月31日	法曹養成研究科
木崎 安和	民事法	民法	1981年4月1日	講師	1983年7月1日	1993年4月1日	—	—
甘利 公人	民事法	商法	1984年4月1日	講師	1987年10月16日			
佐藤 誠	政策分析	経済学	1984年4月1日	助教授 (教育学部)		1985年4月1日	2007年3月31日	北海道大学
西海 眞樹	公法	国際法	1985年8月1日	講師	1987年10月16日		1995年3月31日	中央大学
高橋 信隆	公法	行政法	1986年4月1日	助教授 (教育学部)		1994年4月1日	1996年3月31日	立教大学
山田 和敏	経済学	経済学	1986年4月1日	講師	1989年4月1日		1993年3月31日	久留米大学
良永彌太郎	社会法	社会保障法	1986年4月1日	助教授		1989年7月1日	2010年3月31日	定年退職
館石 宏明	法文化論	ドイツ語	1987年4月1日	助手 (教養部)	2002年6月1日		—	—
伊原 豊實	経済学	経済学	1988年4月1日	助教授		1994年1月1日	1999年3月31日	帝塚山大学
村田 尚紀	公法	憲法	1988年4月1日	講師	1990年7月16日		1994年3月31日	関西大学
瀧澤 莊一	政治学	政治学	1988年9月1日	教授			1998年3月31日	富山国際大学
小野 義美	民事法	民法	1988年10月1日	助教授		1993年4月1日	2004年3月31日	法曹養成研究科
松原 弘信	民事法	民事訴訟法	1986年4月1日	講師	1989年4月1日	1995年4月1日	2004年3月31日	法曹養成研究科
Herzog, Eberhard	講座に属さない教員	ドイツ語	1987年4月2日	外国人教師	2005年4月1日		—	—
鈴木 桂樹	政治学	政治学	1987年7月1日	講師	1989年10月1日	1996年1月1日	—	—
赤松 秀岳	民事法	民法	1990年4月1日	助教授			1995年9月30日	熊本県立大学
川本 敬之	法文化論	英語	1990年4月1日	教授 (教養部)			2008年3月31日	定年退職
石田 清彦	民事法	商法	1991年1月1日	助教授			2000年3月31日	東海大学
川嶋 四郎	民事法	民事訴訟法	1991年10月1日	助教授			1997年3月31日	九州大学
大澤 博明	政治学	政治史	1992年4月1日	助教授		2001年4月1日	—	—
鈴木 康夫	経済学	経済学	1992年4月1日	助教授			1998年3月31日	滋賀大学
有吉 範敏	経済学	経済学	1993年4月1日	助教授 (教養部)		1998年4月1日	2004年3月31日	長崎大学
伊藤 洋典	政策基礎	政治学	1994年4月1日	助教授 (教養部)		2001年1月1日	—	—
樋口 康夫	政策基礎	英語	1977年5月1日	助手 (教養部)	1983年8月	1998年1月1日	2002年9月30日	熊本県立大学
葉 陵陵	公法	外国法	1994年9月1日	助教授		2006年9月1日	2008年3月31日	社会文化科学研究科
林 一郎	公法	国際法	1994年9月1日	助教授		2003年6月1日	—	—
多田 望	民事法	国際私法	1995年4月1日	助教授		2003年6月1日	2004年3月31日	法曹養成研究科
小名木明宏	刑事法	刑法	1995年9月1日	助教授		?	2003年9月30日	北海道大学
酒井 太郎	民事法	商法	1996年1月1日	助教授			2004年3月31日	一橋大学
石橋 洋	社会法	労働法	1996年4月1日	教授			2004年3月31日	法曹養成研究科
福田 隆司	刑事法	刑事訴訟法	1996年4月1日	助教授		2004年4月1日	—	—
木下 和朗	公法	憲法	1996年4月1日	助教授			2004年3月31日	法曹養成研究科
諏佐 マリ	社会法	経済法	1996年4月1日	助教授			—	—
冨治川卓郎	民事法	民法	1996年4月1日	助教授			2004年3月31日	法曹養成研究科
山下 勉	経済学	経済学	1996年4月1日	教授			2008年3月31日	定年退職
中川 義朗	公法	行政法	1997年4月1日	教授			2004年3月31日	法曹養成研究科
山本 悦夫	公法	憲法	1997年4月1日	教授			2004年3月31日	法曹養成研究科
大久保憲章	民事法	民法	1997年10月1日	教授			2004年3月31日	広島修道大学
朝田 康禎	政策分析	経済学	1998年4月1日	助教授			—	—
大橋 眞弓	現代法	民事訴訟法	1998年4月1日	助教授		2005年7月1日	2008年3月31日	明治大学
久保田光昭	現代法	商法	1998年4月1日	助教授		2003年6月1日	2004年3月31日	法曹養成研究科
池田 康弘	政策分析	経済学	1999年4月1日	助教授			—	—
水元 宏典	現代法	民事訴訟法	1999年10月1日	助教授			2004年3月31日	法曹養成研究科
秋吉 貴雄	政策基礎	公共政策論	2000年4月1日	助教授			2002年3月31日	社会文化科学研究科
高橋 智也	市民法	民法	2000年4月1日	助教授			2003年3月31日	大阪市立大学

氏名	講座	担当分野	本学任用日	任用時の職名	助(准)教授昇任日	教授昇任	最終在籍日	転出先
福島 力洋	市民法	憲法	2000年4月1日	講師	2005年4月1日		2007年3月31日	関西大学
大脇 成昭	現代法政策論	行政法	2001年4月1日	講師	2003年6月1日		—	—
山崎 広道	現代法政策論	税法	2001年4月1日	教授			—	—
林 勝美	現代法	地方自治法	2002年4月1日	教授			2004年3月31日	法曹養成研究科
田村 耕一	市民法	民法	2003年4月1日	助教授			2010年3月31日	広島大学
遠山 聡	市民法	商法	2003年4月1日	助教授			—	—
平田 元	市民法	刑事訴訟法	2003年4月1日	教授			2004年3月31日	法曹養成研究科
澁谷 洋平	市民法	刑法	2004年4月1日	講師	2008年11月1日		—	—
深町 公信	現代法政策論	国際法	2004年4月1日	教授			—	—
山根 聡恵	市民法	民法	2005年4月1日	助教授			—	—
外川 健一	公共社会政策論	経済学	2005年10月1日	教授			—	—
中内 哲	現代法政策論	労働法	2006年4月1日	助教授		2010年9月1日	—	—
山口 幸代	市民法学	商法	2007年4月1日	准教授			—	—
大日方信春	市民法学	憲法	2007年10月1日	准教授		2010年5月1日	—	—
木村 俊夫	市民法学	憲法	2007年10月1日	教授			—	—
岡田 行雄	市民法学	刑法	2008年4月1日	准教授		2010年5月1日	—	—
安川 文朗	公共社会政策論	経済学	2008年4月1日	教授			2011年3月31日	社会文化科学研究科
山田 秀	法文化論	法哲学	2008年4月1日	教授			—	—
吉岡 英美	公共社会政策論	経済学	2008年4月1日	准教授			—	—
岸本 太樹	現代法政策論	行政法	2009年4月1日	准教授			—	—
濱崎 録	市民法学	民事訴訟法	2009年4月1日	准教授			—	—
苑田 亜矢	法文化論	西洋法制史	2009年10月1日	准教授			—	—
倉田 賀世	現代法政策論	社会保障法	2010年4月1日	准教授			—	—
濱田 絵美	市民法学	民法	2010年4月1日	講師			—	—
三谷 仁美	市民法学	民法	2011年4月1日	講師			—	—

2012年3月31日現在

最終在籍日、転出先欄の「—」は、現職教員を示す。

表24 法学部助手一覧

担当	氏名
法学部図書室	麻生 史子 佐藤登起子 磯部 清子 山田 律子 横山 順子
	上田 桂子 三森 智子 中川 径子 濱田起久子 上田眞由美
	小川 るり 長谷川晴代 榎原三佐子 桑原 明子 永井 美穂
	瀬戸 貴子 梶山 由起
情報関係	松永 優司

注

- 1 なお、「1994(平成6)年改革」「1997(平成9)年改革」等の呼称や年度表記については、60年史編纂の方針に基づき、学部内の正式呼称にかかわらず、すべて西暦を用いた。